

総務企画委員会記録
<第1号>

令和3年第2回沖縄県議会（臨時会）

令和3年4月15日（木曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 令和3年4月15日 木曜日
開 会 午後1時19分
散 会 午後4時50分

場 所

第7委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
- 2 乙第1号議案 専決処分の承認について
- 3 乙第2号議案 専決処分の承認について
- 4 乙第4号議案 専決処分の承認について

出席委員

委 員 長	又 吉 清 義 君
副 委 員 長	島 尻 忠 明 君
委 員	仲 村 家 治 君
委 員	花 城 大 輔 君
委 員	仲 田 弘 毅 君
委 員	当 山 勝 利 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	西 銘 純 恵 さん
委 員	渡久地 修 君
委 員	國 仲 昌 二 君

委員 山里将雄君
 委員 平良昭一君
 委員 當間盛夫君

委員外議員 なし

説明のため出席した者の職・氏名

総務部長	池田竹州君
企画部長	宮城力君
企画調整課主幹	和仁屋浩次君
交通政策課長	金城康司君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん
福祉政策課長	久貝仁君
青少年・子ども家庭課長	山内昌満君
保健医療部長	大城玲子さん
医療技監兼保健衛生統括監	糸数公君
感染症対策課長	嘉数広樹君
商工労働部長	嘉数登君
産業政策課長	谷合誠君
中小企業支援課長	知念百代さん
文化観光スポーツ部観光政策統括監	真鳥洋企君

○又吉清義委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案の4件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めております。

まず初めに、甲第1号議案令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 よろしくお願いたします。

ただいま議題となりました甲第1号議案につきまして、令和3年度一般会計補正予算（第3号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について、補正予算を編成するものであります。

1 ページをお願いします。

今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ129億4326万5000円で補正予算後の改予算額は8308億686万5000円となります。

2 ページをお願いします。

こちらは、歳入歳出の財源内訳となっております。

3 ページをお願いします。

歳入内訳は、全額国庫補助金となっております。

最後に4 ページをお願いします。

歳出内訳について、御説明いたします。

一番上、企画部の計画調査費4億1571万5000円は、公共交通事業者の運行継続支援に要する経費であります。

その下、子ども生活福祉部の生活福祉資金貸付事業費120億5000万円は、個人向け緊急小口資金等の特例貸付に要する経費であります。

その下、子ども生活福祉部の児童扶養手当費4億7755万円は、低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の交付に要する経費であります。

以上が、甲第1号議案令和3年度一般会計補正予算（第3号）の概要であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように、簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては引用する予算資料の名称、ページ、番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　こんにちは。

本会議でも我が会派から質疑がありましたので、その中から質疑をさせていただきます。

まず最初に、公共交通安全確保支援事業の中で、観光ビジネス、タクシーですか、バス、個人事業者等々の地域の対策を示しておりますが、我々は附帯決議も観光業界にしっかりとやっていただきたいということも踏まえてですね、これは飲食業界、いろんな関連も裾野が広いんですけど、この観光業界も裾野が広い業界でありますので、今回の予算措置をした経緯、多くの形態がある中ですね、その経緯をまずお聞かせください。

○池田竹州総務部長　今、島尻委員の御指摘のとおり附帯決議も受けまして、私どもその前からコロナ関連の様々な関係団体等とも意見交換などを進めているところでございます。

今般臨時議会を開くに当たりまして、専決処分につきましては私ども法律上、すぐ出さないといけないというのがございました。

それ以外に調整が整ったもの、あるいは3月下旬に国のほうから内示をいただいて、5月に支給するために緊急に措置しないといけない独り親世帯などの部分がございまして、その準備の整ったものについて今回提案をさせていただいたところでございます。

○島尻忠明委員　その辺は理解しますが、先ほども質疑の中で話をさせてもらいましたが。ほかにもいろんな関連する事業者があると思うんですけど、もちろんこれは広げていくと際限ないのは私も分かりますが、皆さんとしては特にこの観光関連、業界団体といいますか、いろんなそれに関わる業種の皆様の中で、特に今回のものを除いて、そのほかに何か対応措置を講じないといけないというふうな考えがあれば、まずそれをお聞かせください。

○池田竹州総務部長　総括について私のほうから述べさせていただいて、観光、そして商工のほうから個別に答えさせていただきます。

私ども、コロナ対策予算については全てを当初、そして盛り込むことはできないということで、必要に応じて随時タイミングを失ないように補正予算を編成、あるいは物によっては専決処分をさせていただくというふうにこれまでも対応させていただきました。

今後のものについても、各部のほうでそれぞれの関連団体と調整を行っているというふうに聞いております。その準備が整ったものについてはまた改めて、6月を待つことなく準備を整えば補正、あるいは緊急性がある場合には専決などで機を失しないように対応していきたいというふうに考えております。

○真鳥洋企観光政策統括監 さきの議会で附帯決議がなされたことにつきましては、関連団体との状況を鑑みた結果でありまして、重く受け止めております。

現在、観光関連事業者の意見を具体的に伺いながら、どのような支援が効果的か関係部局と調整を行っているところであります。

感染状況を注視しながら機動的な予算措置ができるよう取り組んでいるところでございます。

○島尻忠明委員 私が申し上げているのは、そういう、もちろんいろんな、知事も国に対していろんな経済支援策を申し上げているんですけど、先ほどお話したのは、この観光関連事業の中で、今回出させていただいたのは理解するんですけど、そのほかにも、要するに裾野の広い事業ですので、今皆さんがこういう団体からもいろんな要請を受けていると思います。

ですから、その団体とどのような頻度でお話合いをしているのか私も推測の域を超えませんが、そういう中において、やはり今この業界、どの部分もやはりしっかりと皆さんに支えていただきたいのかなというふうな話があると思うんですよ。

ただ、その辺を踏まえて、まず総務部長もお話がありましたけど、全部というのはやっぱり厳しいところがありますけど、しかしこれを乗り越えるために、今現在皆さんは優先的に、次の対策というのはどのようなことを考えているのかを今聞いておりますので、その辺を答弁していただきたいと思っております。

○真鳥洋企観光政策統括監 今現在域内の観光需要喚起策としては、既決の予算でありますおきなわ彩発見バスツアー促進事業と、あと沖縄観光体験支援事業というものを計上しております。

そのほか、今関係者の意見を踏まえた既決予算の組替えとか、あとスキーム修正を検討するとともに、追加の補正予算の調整を早急に進めて、まん延防止法等の重点措置期間終了後に速やかに支出できるように対応したいというふうに今準備しているところでございます。

○島尻忠明委員 今答弁した内容ですけれども、皆さんは検討していないとい

うことで理解していいんですか。

このまん延防止法に当たって、新聞等々では事業所の規模に応じていろんな皆さんの御協力いただいたりとか、あるいはいろんな皆さんのお話の中で、やはり今、この部分をしっかりと優先順位とかもあると思いますが、何度も言いますが、この協力金とかいろんなものを別にして、ほかに皆さんでしっかりとこの観光業界をしっかりと支えるためにも、県としては所管部としてどういう政策を持っているのか、あるいは持っていなければ持っていないでいいんですけど、その辺はしっかりとお互いに協議していると思いますので、その辺があるかを今聞いていますので。

○真鳥洋企観光政策統括監 例えばですけれども、附帯決議で出てくるレンタカーの件でちょっとお話をさせていただきますと、現在県ではレンタカー事業者の支援について業界団体と意見交換を行いながら検討を進めているところがあります。

本県は自動車保有率が高く、宿泊業などと異なり、県民の需要喚起策などの支援は効果が見込めないことから、レンタカーへの効果的な支援策を早急に取りまとめるとともに実施に向けて組んでいきたいと考えているところでありま

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

島尻委員からありました一午前中の本会議でも答弁いたしました。観光業界からあった事業継続支援というような要望があったということで、これに対して答弁いたします。

県では、沖縄県の経済対策基本方針に基づきまして、まずはその最重要課題である事業継続、それと雇用維持のため、県単融資事業による資金繰り支援や、雇用調整助成金の上乗せ助成というものをやっております。これは特にどういった業種ということではなくて、コロナ禍の中で経営が大変厳しくなっている事業者に活用していただくという制度です。

この資金繰り支援と雇用調整助成金の上乗せ助成、そういったものを通じて、県内事業者の事業の継続と雇用の維持というものをしっかりと守っていききたいというふうに考えております。

○島尻忠明委員 部長は広く所管していて今の話はよく分かるんですけど、今聞いているのは観光業界のことについて聞いておりますので、ですからその辺をどうして下支えするのかという政策をですね、しっかりともちろん団体とも

やっていたら、もちろんこの財政的支援も一番大事なことはあるんですけど、しっかり今部長が答弁いたしましたとおり、継続、今厳しい状況なので、やっぱり継続して維持していくのが今一番の課題だと思っておりますので、その辺の一要素に財政的支援も確かに大事ですけど、やっぱり今の現状を見据えて、そしてまた次のいろんな政策等々もしっかりと私はすり合わせしていかなければならないと思っておりますので、その辺について答弁をいただきたいと思っております。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

経済的な支援という部分は、県でやる事業、それから国がやっている事業、市町村がやっている事業、多々ありますけれども、先ほど私が答弁させていただいた資金繰りですとか雇用調整助成金の上乗せ助成、これは県がやっている事業ですので、これもしっかりとやっていきたいということと、それから国のほうからもいろんな経済対策として、例えば緊急事態宣言の影響を受けた事業者に対する一時支援金ですとか、そういったメニューもございますので、県内の事業者が円滑にそういった支援策を受けられるように、これもサポートしていきたいというふうに考えております。

○島尻忠明委員 ちょっと細かくなりますけど、先ほどレンタカーのほうは答弁がありました。やはりレンタカーも準公共性のあるような交通だというふうに私は思っておりますので、その辺もよろしくお願いをしたいと思っております。

そして、せんだって宿泊施設調査というのがあったようで、客室が約5万7000室と目的達成をしておりますが、一方、廃業が倍の239件、121件増、4月から6月で6割減が見込まれる。今度の観光が回復するまでの間、宿泊施設に対する支援施策は、この調査を受けてですね、皆さんはこの件についてはどのように考えておられますか。

今、現実問題としてこういう結果が出ているんですよ。

○真鳥洋企観光政策統括監 今、観光関連産業の追加支援ということで、国の地域観光事業支援の活用も含めて検討を進めているところでして、知事から全国知事会を通じて国に柔軟な対応を求めているところでございます。

具体的な国の要望調査に対して、地域観光事業支援活用の意向を伝えて事務的に調整を進めているところでございます。

時期を見て知事から国への要望も検討していきたいというふうに考えており

ます。

○島尻忠明委員 これ皆さんが発表しているんですよ。文化観光スポーツ部が発表している内容を今読み上げているものですから、その辺は今言っているものは分かります。

ですから、これを受けて皆さんが調査して発表しているわけですから、今やっぱりその中でも皆さんいろんな調査をしてデータが上がっている段階では、どのように対応しようかなとかいろんなことがあったと思うんですよ。その辺を今聞いていますので、これはほかがやって皆さんが調査して公表していますので、その辺の事の重大さというか、やはり大変厳しい結果ですので、その辺を受けて皆さん県として担当部署としてどう考えているのかということをお願いしていますので、国の支援云々じゃなくて、それはもちろん支援はお願いしないといけないことではあるんですけど、やっぱり当事者として沖縄県の観光業界、リーディング産業と言われたりいろいろやってきて、部屋数も足りないとかいろんな課題があってここまで来たんですけど、このような状況になって、今誰もが予期しない状況であるんですけど、現実としてこのような状況があるわけですから、しっかりその辺も下支えしないとやっぱり厳しいのがあるかなというふうに私思っておりますので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○真鳥洋企観光政策統括監 現状では域内の交流を進めることが大事かというふうに思いまして、先ほどありました地域観光事業支援ですけれども、現在ステージ2以下にならないと使えないという仕組みになっておりますが、沖縄県が今の取組ですね、特に今、感染防止対策ということで取り組んでおりますけれども、そこら辺をしっかりと取り組むことを示した上で、それを条件として少し緩和の制度も、緩和してもらえそうなそういった条件の運用をしていただけるようにちょっと国のほうにも要請しているところでして、それらを活用して域内の交流を確認して宿泊業の支援につなげていきたいというふうに考えております。

○嘉数登商工労働部長 委員のほうから宿泊業に対する下支えという言葉がございましたので、先ほどから説明している資金繰りの支援と雇用調整助成金による雇用の維持という観点について紹介させていただきます。

まず県が実施しています新型コロナウイルス感染症対応資金ですけれども、これに係る宿泊業、それから飲食サービス業においては、令和3年3月5日時点ですけれども、信用保証承諾ベースで2756件、金額にしますと278億円となっ

ておりまして、業種別では約14.8%がこういった宿泊とか、飲食サービス業において利用していただいているというふうになっております。

それから沖縄公庫のほうも感染症関連融資というものを持っておりまして、令和3年3月末時点で1万3649件で、約2803億円の実績がありますけれども、この中でも宿泊業と飲食サービス業が約27.8%御利用いただいているということで、融資の観点から、事業を下支えしているというようなことは言えるのかなというふうに思っております。

それから雇用を支えるという意味では、まず国の雇用調整助成金という制度がございますけれども、これは4月9日時点、約5万件利用していただいております。支給金額が沖縄県だけで約406億円、うち宿泊業、飲食サービス業の活用割合が32%程度になっていると。

それからこの雇用調整助成金については県も上乘せの助成をしておりますけれども、これの宿泊業、飲食サービス業においては761件、約11億8000万円で、業種別に見ると72.7%ということで、こういった宿泊業、飲食サービス業においてもですね、資金繰りですとか雇用の維持という観点から県の制度ですとか国の制度、そういったものを活用していただいているというふうに考えております。

○島尻忠明委員 いろんな制度を活用してしっかりと支えていくというのはよく理解はしております。

ただ現実としてやっぱり先般御案内があったように沖縄の老舗のホテルも今休業したりとかですね、いろんなところやはり厳しい状況があります。

ですから、いろんな協力金なり支援金なり各種そういった事業資金なり、その辺はよく理解はします。私が言ってるのはですね、部長、まずいろんな業種に対して、観光業界も含めて調査をしてると思います。調査でやはり、短期間であればいろんなそういったもので乗り越えられるかもしれません。いろんな資金繰りで。しかし現状として大変厳しい状況の中ですので、今までの調査踏まえてですね、これからやはりそれをいつまでも、総務部長からもありましたように、なかなか財政的に厳しいところがあると思いますので、その辺を踏まえて、嘉数部長、県としての政策、これからどういうふうに、いろんな業界も含めてですね、大まかでよろしいですので、どういうふうな方向性を皆さんとしては描いているのかを、まずお聞かせください。

○嘉数登商工労働部長 コロナ禍における経済対策の今後ということだと思いますけれども、まず経済対策については感染症の波が何度か押し寄せてきてお

ります。

ですので、感染拡大期における経済対策、それからある程度終息しかけたときにできる経済対策というのは、これは異なるものかなというふうに思っております。

今現在は感染が非常に増加している状況ですので、なかなか経済活動が自由にできない、また県外からもお客さんになかなか来ていただけないという状況ですので、この局面においては、やはり事業と雇用を支えるという意味での資金繰りですとか雇用調整助成金そういったものが非常に重要になるのかなというふうに思っております。

ただ一方で、全く経済活動をしないかということではなくてですね、域内で経済を回せるような、例えば地域の消費活性化のためのクーポンですとか、3月には観光のほうでも彩発見ツアーといったようなものも実施しておりました。

そういった感染の波の状況に応じて、我々が打つ経済対策についてもですね、打っていききたいというふうに思っております。今後、ワクチンの供給ですとか、それから治療方法がきちっと開発されて、安心して経済活動ができるようになった暁にはですね、当然元に戻るっていうことではなくて、新しい生活様式の下、デジタル化ですとかDX化、そういった経済対策を進めていききたいというふうに考えております。

○島尻忠明委員 今部長がおっしゃるとおりだと思うんですね。やはり、その場面場面でいろんな対策を打っていただいているのは分かります。

今回のいろんな予算状況も100%国庫補助で行っている状況もありますので、できれば早めに、いろんな団体とも協議をしていただいて、その方向性も示して、そしてまたそれに向けていろんな財政的な裏づけも必要だと思いますので、その辺は早めにいろんな団体と理解をして、お互いに進めていけるようにしていただきたいということと、先ほどいろんなクーポンとあったんですけど、これはちょっと気になることで聞かせていただきますけど、ハピ・トククーポンなどを今販売しておりますが、1人1冊というんですけど、それ以外にも何冊か購入しているというような話も新聞等で聞かれますけど、その辺の対策、対応策といっても厳しいと思いますけど、その辺についての考え方をお聞かせください。

○谷合誠産業政策課長 お答えいたします。紙クーポンはですね、1人複数冊を購入するケースがあるというのは新聞報道で承知しております。それについ

てですね、当初マイナンバーを使った購入者のひもづけであったり、全面的に電子クーポン化するということも検討したんですけれども、まだまだマイナンバーは十分に普及していない状況であったり、あるいは全て電子化をしてしまうと、不慣れな方が御利用いただけないということもございまして、それで不公平になりかねないということがございました。

先ほどの波の中でですね、景気の下支えをするために必要な時期に必要なことを、手を打つということで、速やかに活性化するためにですね、早急に支援する方法を重視したところでございます。複数冊の購入に対しては、県民に向けて呼びかけを行っているところです。例えばホームページや、各店舗にて1人1冊であることの周知徹底や、ホームページで電子クーポンの利用を促すようなことも含めて、現在呼びかけているところでございます。

○島尻忠明委員 この辺ちょっといろいろあると思いますので、ぜひまたしっかりと皆さんに行き届くようにやっていただけたらありがたいなと思っております。

次に、子ども生活福祉部にお聞きいたします。これも記事なんですけど、コロナ生活融資職員91%疑問というのがあってですね。これは社会福祉協議会の調査で出ているものでですね、いろいろとありますが、やっぱり社協一受付窓口である社会福祉協議会の職員の91%が有効性に疑問を持っているということが、社協職員がつくる団体の調査で分かったというふうな記事があります。この内容につきましてはですね、件数が急増したためには人員が追いつかない、あるいはまた必要な相談支援ができないと感じているということも出ております。

それと、あと苦しい状況の人に借金させるのが福祉なのかといった声も上がっているというふうに—これは関西社協コミュニティワーカー協会というのが調査した結果でですね、調査は1月中旬から2月中旬、全国の都道府県市区町村の社協職員に実施ということが出ておりますが、その件に関してはどのように考えておりますか。

○久貝仁福祉政策課長 今回の福祉資金の貸付けですけれども、迅速さを求める一方で丁寧な相談支援ができないというジレンマ、そういったものが限界というのですかね、そういった声になって上がっているかと思えます。

体制の強化が問われるわけですが、午前中部長のほうから本会議でも答弁したとおりですね、総合支援資金の再貸付申請が開始したこと、総合支援資金の延長対象者に個別に案内を送付するなど、周知を強化したことにより、電話問

合せや窓口申請が数多く出ていると。

また、再貸付けについては生活困窮者自立支援機関における相談が必要要件となっておりますけれども、こういった事務処理に時間を要しているという現状がございます。

そのため、体制強化に係る事務費ですけれども、これについては原資から取り崩して活用できることになっております。これについては、再度沖縄県社会福祉協議会に対して、非常勤職員の採用や派遣職員を活用して、窓口等の体制強化に努めるよう、3月29日付で通知をしたところです。あわせて、市町村に対しても同様の周知を依頼したところでございます。

○島尻忠明委員 端的に聞きます。

今現状としてですね、県内41市町村も含めて体制というのはやっぱり厳しい状況なんですか、職員の体制というのは。もし把握できているのであれば。

○久貝仁福祉政策課長 昨年までの貸付けの手続なんですけれども、緊急小口については、これまでも申請から1週間程度あれば借受人の口座に入金できるというふうなことになっておりますけれども、総合支援資金については特に那覇市のほうで集中されているということで、申請から1か月以上かかったりとかというふうな厳しい現状があるということは承知しております。

そのため那覇市社協でもですね、原資を取り崩して人員体制の強化を図っているというふうに聞いております。

○島尻忠明委員 この件がちょっと気になるものですから、苦しい状況で、もちろんこれはコロナ生活融資ですから、しっかりとまたいつかは返済もあるしいろんなものがありますが、やっぱり苦しい生活の人に借金をさせるのが福祉なのかというふうなことがありますけど、この辺についてはどういうふうに思っておりますか。

それと皆さん、たしかありましたよね、前年度の収入があれですから、いろんな施策があったと思うんですけど、それも併せて答弁いただければと思います。

○久貝仁福祉政策課長 この生活福祉貸付事業については、これまでもそうなんですけれども非課税世帯に対しては返還免除ができるということで、これまでもパンフレット、ホームページ等も使って周知をして、利用者が借入れをちゅうちょすることのないように速やかに手続できるようにということでこれまで

やってきました。今回、返還免除についてですね、国のほうで種類ごとに根拠を示しております。

具体的には緊急小口資金と総合支援資金の初回貸付分については令和3年度、または令和4年度の住民税非課税を確認して、一括して免除をするということができると。これは資金の種類ごと一括して行われます。また、非課税を確認する対象は借受人と世帯主のみとされ、それ以外の世帯の課税状況は問いません。さらに、当初要件を満たさず償還開始となったが、次年度以降住民税非課税になった場合は、申請に基づき滞納分を除く残債を一括して免除できることになっているなど、償還時において、なお生活が困窮する利用者に配慮した内容となっているというふうに理解しております。

○島尻忠明委員 まさにそのとおりなんです。ですから、この記事を目にしたときには私もちよっと疑問で、しっかりとした国、またお互いの政策がまだ周知徹底されていないのかなというふうに思って、今ちよっと質疑をさせてもらっておりますので、やはり厳しい方に対応する社協の皆さんも胸を痛めているような思いがあるとは思いますが、だからやはりそれが我々県民になかなか浸透していない状況があるからこういう記事も出るのかなというふうに思っておりますので、ぜひやっぱりその辺は今答弁があったように、こういうことはいろんなお互いの県下の市町村に、いろんな市民、町民、村民にはしっかりと、その自治体の皆さんにもしっかりと告知をするということは、何度でもいろんな意味で問いかけることは大事だと思いますので、やはりそういうことがこの厳しい方々が、またこの環境が厳しい中で、そして、そこでもやっぱりその施策の内容が分からなければ厳しくなるということで、ますます苦しい中で苦しくなるような状況が出ないように、ぜひこの辺は周知徹底をしてもらいたいと思いますが、部長としていかがですか。

○名渡山晶子子ども生活部長 先ほど来議論があるように、生活福祉資金一当座の生活をしのぐという意味で多くの方が借り入れているところですが、なお償還時において生活が厳しい方に対しては償還免除の仕組みもございますし、また一旦借りた方に対する再貸付制度というのも新たにスタートしておりますので、こうした制度の周知をしっかりと図って行って、支援が必要な方に届けていきたいと思っておりますし、またこの貸付制度だけではなくて、生活に困窮する方々に対する生活困窮者の相談窓口を設けてございます。そちらのほうではまた就労の相談であったり、あるいは住居を維持していくための住居確保給付金の支給であったり、様々な支援策、個々のお困り事に応じた支援策を御

紹介しているところでございますので、そういった総合相談の窓口も御案内しながら、きめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えております。

○島尻忠明委員 やはりしっかりとですね、いろんな方々、こういう方々にしっかりとそういうことを、こういう施策があるんですよ。いろんな意味で活用して、しっかりとまた生活して安心できるように環境づくりをするのも我々の責務だと思っておりますので、ぜひその辺はこれからはしっかりと周知徹底をしていただきたいというふうに思っております。

あとですね、まん延防止等重点措置地域についてですけど、午前中も本会議であったんですけど、いろんな罰則規定等々がありまして、部長のほうからも答弁がありました。

その中でやはり気になるのがありましたので、何点か聞かせていただきます。いろんな段階が、協力要請、必要性の確認等々ありまして、最終的には不具合があれば命令、最終的には裁判というお話もありました。もう一度この辺の流れをお答えいただけますか。

○嘉数広樹感染症対策課長 新型インフルエンザ等特別措置法第31条の6第1項に基づく要請をまず行った後ですね、要請に違反している事案を巡回だとか、あるいは地域住民からの情報提供により把握した場合、要請に従うよう再度依頼を行う予定でございます。それでも応じていただけない場合についてですけれども、正当な理由の有無を確認して現地で指導、助言を行った上で、学識経験者から意見を聴取し、特に必要があると認めるときは命令を行います。その命令に反して行政秩序上、看過できないというような判断がされる場合には、地方裁判所に通知して裁判所が過料について判断するという流れでございます。

○島尻忠明委員 午前中も答弁があった中でですね、最終的に裁判をしますと。その中で不服申立てとかいろんなのがあるというふうなお話がありました。その一定期間という答弁があったんですけど、その一定期間というのはどのような期間を指しているんですか。

○嘉数広樹感染症対策課長 本会議のほうでも御答弁させていただいているところなんですけど、これは行政処分でございますので、弁明の機会を相手に与えないといけないということもあってですね、命令を終了した後—命令の期間内というのはその裁判所に通知をすることができない—その命令期間が終了後

に裁判所に通知をするということになっております。

○島尻忠明委員 それでは、4月12日から5月5日までの期間の中でそういう措置は取っていくということで理解してよろしいですか。

○嘉数広樹感染症対策課長 もしそういった事例がありましたら、その期間の中で行えるかどうかですね、本会議でも部長のほうから答弁あったように、この流れの中では数多くの手続を経なければいけないということがございますので、この2週間、3週間という期間ではそこは難しいのかなというふうに考えているところです。

○島尻忠明委員 じゃそれはこの期間を終えてから、いろんな期間を置いてやるということで理解してよろしいですか。

○嘉数広樹感染症対策課長 そのとおりでございます。

○島尻忠明委員 分かりました。

これちょっと部長にお聞きしたいんですけど、3月31日、遅くまで県内20市町村の件でいろいろと我々も議論をいたしました。やはりその中で我々としてはしっかりと全市町村にやっていただきたいということでお話をさせていただきましたが、私権の問題とかいろんなことで答弁をなさっていました。しかしそれからすぐですね、すぐと言ったらあれなんですけど、やはり、まあこれは予測というのができないのは理解しますが、やはりそのときからしっかり備えていれば、予防できた部分、防げた部分もあるかなというふうに私は思っておりますが、部長、皆さんの考え方としては、前回20市町村でしっかりとその制限をかけたことで間違いはなかったという理解でいいのか、そしてやはりしっかりと答弁もいただきました。

今度の重点措置になると、いろんなやっぱり協力要請もありますが、最終的にはしっかりとまた裁判所まで行くようなケースもあるかと—これだけ厳しい中でのこの措置なんですけど、この3月31日時点では名護市は入っていませんでしたね。しかし、今回名護市は入っていると。宮古、石垣は入っていない、11市の中ですよ。その入っていない理由と、我々あのときはしっかりと、あの当時も名護は多分3名陽性者が出ていたと思います。10万人当たり、計算すると約6名、あと3名で厳しいですよというお話もさせていただきました。しかし、皆さんはかたくなに厳しいと。しかしあのときも我々は、これは県知事が

しっかりと判断をすればそれはできるのではないかというふうなお話をさせてもらって、その辺はできるのかできないのか、ちゃんとした答弁はいただけませんでした。ぜひ部長、そのときの流れからこういうふうにならなっていくという状況も踏まえて、県の認識も含めて御答弁をいただきたいと思っております。

○大城玲子保健医療部長 前回のときには、確かに感染状況を踏まえまして、時短については、私権を制限する措置でございますのでしっかりと感染状況を踏まえて対応するという事でお答えした次第です。

その際には、本島中南部を中心に感染が拡大しておりまして、その状況を踏まえた要請でございました。その際、北部については飲食に伴う感染状況もまだ少なかったということもございましたので、そういう要請とさせていただきますが、その後、中南部への時短の効果を見ておりました中で、3月末には1人が何名にうつすかという実効再生産数というのがあるんですが、それが3月末には2.04であったものが、一旦4月初めには1.35まで下がっております。そういう意味では、ある一定の効果はあったものと思えますけれど、ただこの感染者数の急増は止まらなかったという状況もありまして、その時短の効果を1週間から10日あたり見なければならぬという状況の中でこのような拡大があった、それから変異株の懸念も出てきたというようなこともございまして、新規感染者数の減少がなかなか兆しが見えないという非常に危機感がございまして、今回蔓延防止を判断する経過となった次第でございます。

○島尻忠明委員 いや、名護市をなぜ今回入れたという理由も。前回外しているのに。

○大城玲子保健医療部長 前回のときには感染状況を踏まえまして、中南部地域が感染が拡大しているということで、中南部地域については面的な捉え方をして時短の要請をしたところでございます。しかしながら、北部地域についてはまだ感染状況が低いということもありましての措置でございました。

ただ、今回はその時短の効果についても、一定程度は実効再生産数などで効果は見られたものの、新規感染者数はなかなか抑えられないという状況と、変異株の出現などもございまして、その脅威が日に日に高まってまいりましたので、今回は警戒レベルについてもかなりの数値が、目標とする数値、警戒レベルの指標が悪化したということもございまして、県の警戒レベルを第4段階に引き上げております。その県の警戒レベルの第4段階というのは、県の対策の

最高の段階でございまして、そういったレベルにありましたら、全県的な対応が必要であるという判断の下、北部も宮古、八重山も含めました全体的な強化策が必要との判断から、今回そのような措置になったというところでございます。

○島尻忠明委員 部長が言わんとするのは分かります。前段の部分は前回の3月にいろいろと我々質疑しているのを、同じような答弁なんですけど、それから僅か2週間もたっていないんですよ。2週間どころか9日にそういうお話が出てきているわけですので、我々やはりしっかりと制度自体は全県でやって、そして備えるということではいかがですかというお話をさせてもらいました。もちろん皆さんもいろいろ考えていることは理解します。やはりその辺は甘さがあって一甘さといったらちょっと失礼になるかもしれません。やっぱりこの辺の見通しも厳しかったんでないかなと思っているわけなんですよ。

それで前回は9時までっていうことでありました。今回はこの地域に指定されてないところも全部時短要請8時までとしておりますよね。特に宮古、八重山は直行便もあるんですよ。沖縄だけでなくですね、他の都道府県との。やはりそれも考えともしっかり対応していただかないと、また昨日、おとといからいうと宮古のほうも増えておりますし、皆さんがいつも答弁しているように厳しい医療体制状況の中っていうことを認識はしているというふうについていつも答弁をいたしておりますが、やはりその辺を含めてですね、話を戻すわけではないんですけど、あのとき名護も3名いましたので、やはり統計上皆さんが10万単位でいうとやっぱり6万ちょっとですか約6名でその数字になるわけですよ。その辺も含めて我々はしっかりと対応していただきたいというふうなことを申し上げましたが、今回のこの措置、間違いなくしっかりと対応できると前回の3月31日を終えたあと、今回9日、そういう話があつて、2週間足らずでこのようなことになっているわけなんですけど、その辺を含めて、今回も、これはもう決定して動いているわけですから、それで間違いないってことはそういうことは言えませんが、やっぱりそういういろんなことを勘案して、決定したという理解でよろしいですか。

○大城玲子保健医療部長 先ほどお話しましたとおり、今の現状は指標等から見ましても非常に厳しい状況にございまして、県の警戒レベルの最高段階である第4段階に達しております。ですので、県全体に対しまして時短要請8時までということで今回要請をしております。宮古、八重山地域についても、同様に8時までの時短要請を行ってるところでございまして、外出の自粛であると

か、県外との往来、それから離島本島間の往来についても自粛をお願いしているところがございます。

このような強い要請ではございますけれども、しっかりと感染を抑えるためには必要な措置であるというふうに認識しております。

○島尻忠明委員 ぜひですね、最後に池田部長に聞きますけど、今回の補正予算含めて、何とかこれまでやってきておりますが、やはり弾力的にですね、これからもいろんなことが、いろんな状況が出てくると思いますが、その辺も含めてこれはやはり、しっかりとその辺の状況が出てきましたら、補正予算なりいろんな措置をしていくということで理解をしてよろしいですか。

○池田竹州総務部長 コロナの関係予算につきましては、コロナの感染状況、あるいは専門家、そして、市町村、業界団体の様々な声も聞きながら、時期を失しないように補正、あるいは緊急の場合には専決処分という形も検討しながら対応していきたいと考えております。

○島尻忠明委員 分かりました。

私が言わんとすることは、やはり今回の補正予算もしっかりとあのとき判断をして、20市町村だけでなく、41市町村できれば、このようなこともなかったのかなという思いがあって、今回も2つの地域が離れているものですから、またそこでいろんな変化があったら、また、同じような予算ができるのかなと懸念をしての質疑をしておりますので、ぜひこのことは理解をして、頭に入れて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 昨日ですね、議案説明会で、我が会派の西銘啓史郎議員が商工部の中小企業支援課より、第2次補正の専決の内訳の資料を配付してくださいと要求があったんですけど、現時点で議員に配付されていないんですけど、この辺はどうなんでしょうか。

○知念百代中小企業支援課長 議員のお手元のほうに届いていないということで、昨日、主管課を通してお渡しするということがあったんですが、それが今、

どこかで止まっている状況にあるかもしれません。終わり次第至急お配りしたいと思います。失礼いたしました。

○仲村家治委員 なぜこの件を話すかというと、今回コロナに関する補正がトータル3000億近くになっているんですよ。

その都度、協力金、いろんな手当があって、その都度不足分とか、まだ支払いができていないというのが継続してつながっているものですから、この西銘議員が頂いた資料は結構細かい数字が入ってて、委員の皆さんはこれ見て質疑できる資料だと思ったので、あえてやりましたので、ぜひこの資料は全議員に配付していただきたいなと思っております。それではこの件は終わります。

今回の補正の中で一番のポイントは沖縄県公共交通安全・安心確保支援事業だと思っております。

ただ、なぜ乗合バス、タクシー、個人タクシー、離島航路に限定されたのか、その選択した理由をお聞かせください。

○宮城力企画部長 本事業は厳しい経営環境に置かれている公共交通事業者、県民の生活、それから活動を支える公共交通の運行が継続してされるようにという視点と、国の支援金あるいは減免措置、これらが講ぜられていない、このような公共交通事業者を対象として事業を設定した、算定したところでございます。

○仲村家治委員 公共性が高い事業を選択したんですけど、観光客も含め、県民もレンタカーをかなり使う機会もありまして、公共性が高い分野だと思うんですけど、レンタカーが抜けたのはなぜでしょうか。

○宮城力企画部長 先ほど申し上げたとおり、県民生活、それから活動を支える公共交通という視点で、対象を設定したところで、バスについては路線バス、タクシーの法人と個人タクシー、それから離島航路のうち、赤字航路補助事業の適用を受けない航路、これらについて事業費を計上したところでございます。

○仲村家治委員 それでは内容について確認しますが、例えば、乗合バスの事業者22社にですね、1台当たり22万、法人タクシーに1台当たり4万5000、個人タクシーが、個人ですので1社10万ということでありまして、この単価っていいのか、1台当たりの数字はどのようにして算出されたのですか。

○宮城力企画部長 はい、バス・タクシーの燃料費をベースにして額を設定し、加えて他県の事例、そして前回の奨励金、これらも勘案しながら単価を設定したところでございます。

バスにあっては、九州各県の状況等も踏まえまして、車両維持のための経費、これらも加えた上で額を計上したというところでございます。

○仲村家治委員 離島航路につきましては、具体的にどの航路なのか教えてください。

○宮城力企画部長 那覇座間味間の高速船とフェリー、それから八重山の安栄観光、八重山観光のフェリー2社、トータル4航路一座間味を2航路としますと4航路を対象として設定したというところでございます。

○仲村家治委員 ほかの航路は赤字補助対象事業者になるから、除いているんですか。

○宮城力企画部長 離島航路のうち、その航路が生活航路で、その島々の生活にとって欠かせない航路である。ところがこれ赤字が見込まれるという航路にあっては、国、県、それから市町村も協調して航路補助を行っているところでございます。

先ほど申し上げた、座間味2航路、それから八重山2航路については、当初黒字が見込まれていたというところから、この赤字航路補助の適用を受けないことから、今回支援の対象としたところでございます。

○仲村家治委員 前回、予算のときに、観光産業の関係の附帯決議を全会一致でやったんですけれども、今回のこの補正の中にはそれらしき姿も影もゼロなんですけれども、なぜ、附帯決議された観光業界にされた支援ができなかったのかお答えいただけますか。

○真鳥洋企観光政策統括監 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、議会の意思としての附帯決議がされたことについては、大変重く受け止めているところでございます。

それで現在、観光関連事業者さんの意見を具体的に伺いながら、どのような支援が効果的か関係グループと調整を行っているところでございます。

○仲村家治委員 去年から同じこと言ってますよね。いつになったらできるのか、答えられますか。

○真鳥洋企観光政策統括監 現在感染状況がございますので、それを注視しながら機動的な予算措置ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○仲村家治委員 時短で協力金、先ほど島尻忠明委員からもありましたけれども、最初の20市町村から今回また変更になって大分煩雑な手続。前回、20市町村は10日から11日間、また、それ以降は違ってきますよね。この辺の事務的なマンパワーっていうのは大丈夫なんですか。

○知念百代中小企業支援課長 今回の4月12日から5月5日までに関しましては、まん延防止等の重点措置として9市が指定されておりますので、この9市については前年度、それから前々年度の売上高に応じて支給をするということになります。

ですので、支給額が非常に多岐にわたってということになりますので、当然審査に係る事務というのは増えていくということになってきます。

そこで体制についても強化していくっていうことはもちろんなんですけれども、今現在、2月28日までの申請を受け付けているところですけども、この状況を見ますと、やはり郵送に係る分の不備が非常に多いこともありますので、そうしたことを解消していくためにも電子申請をしっかりと行っていくようなことですか、あるいは、電子申請でいきますと大分不備が減っていきますので、そうすると審査にかかる時間もスピードアップしていきます。ですので、そこを推奨していくような形を取りたいと思っておりますが、そのために、ネット環境にない事業者ですか、高齢の事業者さんに向けての申請支援のサポートといったことも考えております。

いずれにしても、非常に支給の遅れっていうのは、毎回のことではあるんですが、いろんな事業者さんの方からお声をいただいて、お叱りも受けているところですので、素早くできるように取り組んでいきたいなというふうには思っております。

○仲村家治委員 総務部長、この辺はですね、皆さん協力して、生活かかっているけど、時短に応じているけれども、協力金がなかなか下りてこないというのは、やっぱりマンパワーだと思うんですよ。

その辺、県全体としてですね、人の配置、また那覇市は新卒を中心に来年の3月までの期限で採用するということを発表しているんですけど、県としてはそういう考えはないんでしょうか。

○池田竹州総務部長 コロナの感染予防のセクション、そして時短の支援金の部分につきましても、例えば、兼務発令でありますとか、会計年度任用職員そして臨時的任用職員、必要なものについては、委託の活用など、予算措置と併せて調整させていただいています。

その辺につきましても、部局の声も聞きながらしっかり対応していきたいと思えます。

○仲村家治委員 ぜひですね、協力なさっている皆さんが、その辺の資金が大変逼迫する中で、やはり協力金は一つのつなぎだと思っていますので、その辺の人的で手続が遅れる、また支給が遅れるといったことがないようにぜひお願いします。

コロナの波があつてですね、時短したらだんだん下がってきて、また解除したら上がってくるということなんですけど、大城部長、時短をしたから減るといふ、要は人が動きがなくなるからだと思うんですね。

ただ、たちごっこじゃないですか。

1波、2波、3波で今回4波で来てるんですけど、これを今抑えたとしても、根本ができてないと、また同じことが起こると思うんですよ。

例えば、今、全国的に有名な山梨県のグリーンゾーン構想を知事自らですね、率先して県内の飲食業中心に、結構厳しい条件でクリアした飲食店をはじめ、このグリーンカードを配付して、成果が上がっていると。

沖縄県として、この、もう実証されている山梨のこれを沖縄県バージョンとして採用してもいいと思うんですけどどうでしょうか。

○嘉数広樹感染症対策課長 お答えいたします。

県では、店舗の感染防止対策に取り組む事業者の経営環境支援とですね、あと県民、観光客に対し、感染防止対策に取り組む店舗の利用促進を図ることを目的に、感染防止対策認証制度プロジェクトを実施することとしております。

認証制度は、第1段階としてですね、4月12日から5月5日までの間、認証制度の告知ですね、それから国の重要な感染防止対策である4項目の確認を行いたいと考えております。

それから、第2段階ではですね、5月中旬以降2回目の巡回指導において感

染防止対策チェックリストで審査して基準を満たした店舗に認証済みステッカーを交付することとしているところです。

○仲村家治委員 基本的に山梨のモデルというのは、採用していると考えていいんですか。

○嘉数広樹感染症対策課長 山梨のモデルは、飲食店からの申請であるということですね。

ただ、沖縄県の場合は、申請ではなくこちらのほうから巡回を行うということと、あと、業種の方も、山梨のほうは、飲食店、あとホテルだとかワイナリーなんですけれども、沖縄県は今飲食店を皮切りに、今後順次展開をしていくというような違いがございます。

それから、山梨のほうは、2回目以降の巡回というのがないんですけれど、沖縄の場合では巡回指導を定期的に行いたいというふうに考えているところでございます。

○仲村家治委員 取りあえず、山梨県は成果上げているので、沖縄もそういう成果をぜひ上げる、もっとお互いの協力、信頼関係の中でやらないといけないと思うんですけど。これ結果出さないと、やりましたじゃ駄目なんですよ。

やった結果何が起こるかという、防止できましたということがちゃんと言えるように、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

あと、最後に先ほどの公共交通安全安心のあるんですけれども、これ多分です部長、1回では終わらないと思うんですよ。2次、3次と場合によっては、手当てをやらないといけないと思うんですけど、どうでしょうか。

○宮城力企画部長 県としましては、公共交通の維持、確保を図る、そういう視点で従来から対応しているところでございます。

今回も事業者さんからの声を聞きながら、ただ財源としては限りがありますが、有効に活用するという視点で行ってまいりました。今後もその視点を踏まえた上で対応を検討していくことになるかと考えております。

○仲村家治委員 答えは1つじゃないので、大変だと思うんですけど、ぜひですね、民間、また総力を挙げてこのコロナ対処していかないといけないと思いますので、担当の職員の皆さんも大変な中、また、自ら感染するかもしれない中で、日々頑張っていることに対しては大変評価しておりますので、みんな一

致団結して、一日でも早くコロナをなくすように頑張っていきたいと思ひまして、私の質疑を終わります。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良昭一委員。

○平良昭一委員 ひとり親世帯生活支援特別給付金事業ですけど、この何度かあったような記憶ですけど、給付金の条件とこれまでの交付の状況を説明していただきたいんですが。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 お答えします。

今回の給付金の支給対象者につきまして、まず令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方、次に公的年金の給付等を受けていることによりまして、調整規定が適用されまして、児童扶養手当の支給を受けていない方についても対象になると。それから令和3年4月分の児童扶養手当は支給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変、いわゆる収入が減って、その収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっておられる方について支給するということになっております。

この給付金につきましては、予算上は今年度はまた別の国の予算になりますが、前年度もひとり親世帯に対する臨時特別給付金というのが支給されまして、それは2回支給されております。令和2年度の臨時特別給付金の支給状況につきましては、県の支給分として町村が県の所管になりますが、5205世帯に対して8億8334万円、それから市につきましては、それぞれ県内11市の支給分につきましては1万9797世帯、33億3958万円、県全体では2万5002世帯、42億2292万円が支給実績となっております。

○平良昭一委員 このいろんな条件がですね、理解ができていない方がかなりいらっしゃるって、いろいろ相談を受けているような状況もございまして、一般の方々ー対象者はコロナを受けて所得が落ちた人だけですかとか、当然ひとり親世帯ではありますけど、給与が下がった方ですかとかいろいろ聞かれるんですよ。

この対象者になる者がですね、どういう方々になるんだということですね、やっぱりこういう方々に十分熟知して情報を流していく方法は必要だろうと思うし、当然申請しないと支給はされないわけですから、当然市町村の窓口が中心になると思いますけど、その辺の対策をしっかりとやられてきたかどうか、教

えていただきたい。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 現在受給されている方につきましては、支給の申請手続なしに口座のほうに振り込む形でやっておりますので、その方たちについては、今委員がおっしゃる御心配はないという状況です。

それから、現在公的資金の調整規定で支給されていない方、それから家計の急変によりまして、今現在は支給対象の所得状況でなかった方が対象になる場合については、周知をして申請をする必要がありますが、これにつきましては前年度の周知におきましても、市町村のほうに広く協力も呼びかけておりまして、市役所や町村役場における手当受給者への案内、申請につきましては婚姻届ですとか、また逆に離婚の届出ですとか、対象になり得る方というのは市町村の窓口で把握することはできますので、そういう方ですとか、それから県のホームページ、ラジオ、SNS等で広く周知に努めてきたところでありまして、

今回の給付金につきましても、同様に申請できる方が漏れないように、十分周知に努めていきたいと考えております。

○平良昭一委員 例えばですね、今説明するように婚姻したということは当然婚姻届を出すものですから、その窓口というのは分かります。

ただ、先ほど4月分の時点での給与、あるいは所得というような説明であったんですけど、例えば確定申告を終わって、まだ確定はしていないわけですね。だから、確実にこの人は申告した時点でそれなりの、前年度よりも所得が上がっている、逆に下がっているという状況が出てくるわけですね。確定はしていないわけですから、まだ。その時点で本当に受けられるのかなという相談があるわけですよ。要は所得が上がったということですね。そういうのであれば、今回受けられるのか、それともいつ時点の中で切って申請をしているのかということが分かりづらいというような説明なんですよ。その辺、この捉え方というのは、どうしてもこのネット社会、あるいは情報に関しては疎いようなところが多々あるわけですから、窓口に行くのも時間的にないというような形があるし、そういう面では、それ以外の通達方法がないのかなといろいろ考えたりするんですけど、その辺いい方法とかないでしょうかね。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 今、通常の児童扶養手当につきましては、所得、収入から事業者の方ですと必要経費を見たり、あるいは公的、年金控除とか、各種控除の計算とかが出てきますが、この給付金につきましては、国のほうでもこれは申請者の負担など、極力削減して、できるだけ迅速に支給を行

うという趣旨から、収入のほうで申請できるということと特別な取扱いになっております。収入につきましては、令和2年2月以降、任意の月の給与掛ける12月の金額と支給の対象となる収入額を比較して、それ以下であれば、すぐ支給されるかどうかというのが分かるような簡易な形になっておりますので、この辺は周知の際に合わせて、特に今回は収入によって簡易迅速に支給対象かどうかの判定ができるようになってきているというのも、重ねて周知していきたいと考えております。

○平良昭一委員 分かりました。やっぱり非常に困っている方々でありますので、なるべく負担をかけないようなやり方をして、今の話を聞くとある程度納得はするんですけど、まだまだそういう意味では周知徹底していないようなところもあるなどということも気にはなりますので、それに対応していただきたいと思っています。

それとですね、路線バス、タクシー、離島航路の事業者に支援する沖縄県公共交通安全・安心確保支援事業についてですが、これは財源は地方創生臨時交付金を活用するということですよ。どうでしょうか。

○宮城力企画部長 さようございます。

○平良昭一委員 全国知事会によるとですね、この臨時交付金について、いわゆる都道府県分が約6000億不足しているというような調査結果も出ているようでありまして、そういう取りまとめもあるようです。

この地方創生臨時交付金は非常に大事な財源だと思うが、沖縄県はこれ幾らくらい取って、幾らくらい不足しているような状況があるのか。

○和仁屋浩次企画調整課主幹 去る4月6日に、全国知事会の飯泉会長が都道府県の地方創生臨時交付金の不足額が全都道府県で6000億程度になるということについて公表したことについては承知しております。

全国知事会はこの調査結果をまとめるに当たって、昨年度各都道府県にアンケート調査を行っております。

そのときに、沖縄県の回答といたしましては、幾ら足りないのかという明確な金額では答えずに、従来主張していた内容についてお答えしております。それは何かと申し上げますと、地方創生臨時交付金の地方単独枠というものがある、今現在交付限度額が276億円程度あります。これに対して、既に予算措置済の金額については、全体の92%に当たる255億円程度予算措置して、実

施しているところです。

そして、今回提案させていただいている交通事業者の支援事業4億円を含めますと、残り僅か13億円程度しか今ございません。そういう意味では、この額ですとコロナ禍が長期化する中で、例えば追加の経済対策であるとか、感染対策を行うためには不十分な額であるということについて、かねがね主張しております。

それで、今回知事会のほうが6000億まとめるに当たって、各都道府県の個別の不足額については明らかになっておりませんので承知しておりませんが、沖縄県としては、こうした6000億円というまとめたものについては、沖縄県のこうした意見等々も踏まえ試算したものというふうに認識しております。

○平良昭一委員 非常に大事な問題であると思うし、先ほどもこの公共交通あたりの支援とかが今後も出てくる可能性があるわけですよ。その中でまだ単独枠の中で13億が残り。当然それでは足りない。そうすると、地方創生臨時交付金、沖縄県としてどう取り組んでいくかっていうことは非常に重要になってくるわけですよ。この大事な財源どう取り組んでいくのか。県は。

○和仁屋浩次企画調整課主幹 地方創生臨時交付金に関しては、言わば新型コロナウイルス感染症に対応する事業ということであれば、原則として用途制限はなくて、極めて自由な財源となっております。県の財政事情が厳しい中においては、やはり今後、県経済の上振れのための施策であったりだとか、感染症対策をしなければならない中において、十分な対策を講じるためにおいては地方創生臨時交付金の財源確保というのは喫緊の課題だというふうに思っております。

こうした状況を踏まえ、4月12日に全国知事会が開催され、そのときに知事から地方創生臨時交付金の増額について強く求めることを発言いたしました。県といたしましてはコロナ対策が長期化している中で追加の経済対策であるとか、感染対策を迅速かつ切れ目なく講じるためには、財源確保というのは非常に重要な課題だというふうに思っておりますので、今後とも知事会と連携して財源確保、地方創生臨時交付金の増額を国に対して強く求めていきたいと思っております。

○平良昭一委員 確かにコロナは県で、自由な財源だという国の認識があるわけですから、その中で4月12日に知事会で玉城デニー知事がそれなりのことを明言して確保したいというふうなことを提言したのは非常にいいことで、沖縄県が地方創生臨時交付金の確保に向けて頑張っているというのは、非常に理解

をしています。

ただ、これからまだまだそういう状況が続くというのはもう予想できるわけですよ。これまでの状況に甘んじることなく、極めて厳しい状況というのは各業界、幅広いわけですから、そういう状況に鑑みながらこういう支援を今後もしやっていくんだということは非常に大事な姿勢であって、各都道府県に負けないくらいですね、落ち込んだ経済回復を知事先頭に頑張っていたいただきたいと思います。部長その辺どうですか。

○宮城力企画部長 先ほど主幹から話があったように全国知事会で知事の発言等もあって、全国知事会の国の提言の中で盛り込まれた部分もございます。

特に知事にあってはまん延防止等重点措置の実施で、経済活動に一定の制約を受けることから、これらの影響を受ける事業者に対して幅広く支援を行うとともに、とりわけ観光関連産業がもっとも活発化されるゴールデンウィーク期間中にこのような事態となり、観光及びその関連産業は非常に大きな打撃を受けることに鑑み、その支援のために喫緊の対応を行うこと、ということ盛り込んでいただきたいと思います。ということ全国知事会で申し上げたところ、全国知事会の提言の中に先ほど申し上げた、特に既に大きな損失を被ってる上にゴールデンウィーク期間中にまん延防止措置が適用されることにより非常に大きな打撃を受ける、という表現が盛り込まれ、さらに早急に経営支援を行うこと、ということも併せて盛り込まれたところでございます。

各県共通の課題ではございますけれども全国知事会と連携しながら、さらなる支援について国に求めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○平良昭一委員 頑張ってください。

以上。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今の財源確保についてなんですが、令和3年の予算編成の基本的考え方の中ではコロナ禍において県民の生命、生活雇用事業を守り抜くとともに重大な危機を工夫し新たな未来に向けて将来を先取りした経済の礎を築く取組を求めていると、それに取り組んでいくということであるんですよね。

皆さんからいただいたコロナ対策のこれまでの財源ということで約3000億。

その分で今回の3つの予算もそうなんですけど、国庫予算。国庫で60%、一般財源で38%というのがあるんですけど。先ほどの平良委員からの分で地方創生臨時交付金、これも国庫なんですよね。で、その分であともう残が13億しかないということになる。先ほど仲村委員からもあったように。で、宮城部長も今お話したように、観光業界の皆さんに対しての支援をどうしていくのかということ国に求めたというところがあるんですけど。

観光業、先ほどレンタカーだとか観光の皆さんも本当にこの連休、ゴールデンウィークを乗り切ることもほとんど厳しいという中で、皆さん、今回の地方創生臨時交付金の増額を国がやることを待つことしかできないのか、その辺はどうなんですか。

委員長、僕はあんまり、その分での答弁を苦慮させるつもりもないので、要は皆さん、一般財源にしても今回県税の分でも190億減収するわけですよ。なかなか一般財源を組むことも厳しいということになってくると、総務部長、前回地方債の在り方をどうすべきかというようなお話もさせていただきました。

我々、他府県に比べると高率補助のおかげで、借金というんですか、地方債の残は少ないわけですよ。

この地方債の在り方も平時であればハードにしかできないというのは我々も理解できる。その分で今総務省のほうもいろいろとコロナにおける分での減収補填債だとか、そういったものをしっかりとやろうと審議会・委員会の中でもあるわけですから、皆さんこの危機的状況の中での、この地方債の在り方をどう考えるのかお答えください。

○池田竹州総務部長 今、當間委員御指摘のとおり、通常であれば地方債はいわゆる公共事業にしか充てられないんですが、特例債としまして、今おっしゃった減収補填債など、それにつきましては令和2年度の予算につきましても発行できる限度まで発行させていただいております。

当然、令和3年度の収入っていうのはこれからですので、その辺の状況も踏まえながら、起債として活用可能な特例的部分については、今後も最大限活用していくように取り組んでいきたいと考えております。

○當間盛夫委員 もう本当に皆さん、基本的な考えの中で、県民の生命、生活、雇用、事業を守り抜くということで、基本的な考え方を持っているわけですから、やはりね、その県債をある程度最大限、国と調整してでも国のそういった地方創生債のそういう分での取組を待つという姿勢ではなくて、積極的に県が関わっていくというような姿勢は、私は必要だと思うんですよ。

この予算財源の内訳を見ても、総額2970億のうちの県債というのはゼロ%ですよ。

ほとんど国だとかこの一般財源から全部やっているということを考えると今の危機的状況の中での県債の在り方というのをもう少し皆さんも分かるような形で、借金することはいいことではないんですけど。

そういった面でも今の沖縄の財源を確保する意味からすると、そういったことも今致し方ないのかなと、それをやる時にも見える化をして、しっかりと県民にも理解をいただくような形での財源の確保の在り方ということを検討すべきではないでしょうか。どうでしょうか。

○池田竹州総務部長 2月補正の審査をお願いしたときにも県債の発行額が大きく伸びておりました。その辺は今おっしゃったように減収補填債だとか、そのほかの特例債に近いものを使わせていただいております。

なかなか、補正を組むときの段階で減収補填債とかこういったものについては充当しにくい面もございますが、その部分が足りないからといって、必要な対策が打てなくなることがないように今後とも研究していきたいと思っております。

○當間盛夫委員 本来、臨時財政対策債にしても、ほとんどそれ発行した分では、また返ってくるというところもあるんですが、前回にもお話したように本来それではなくて地方交付税を増額すべきだというような国の議論もあるはずですよ。

それを冒頭にも言ったように待つ姿勢ではなくて、我々県として今の経済の状況を踏まえて積極的な予算財源の確保ということをぜひ期待しておりますのでよろしくをお願いします。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 私もちよっと財源といいますか、話をしたいと思います。

今年の3月31日の新聞で、関西経済同友会が都道府県と政令市の全67自治体対象にして調査をして発表しております。

その中で、約9割が自主財源が不足していると回答しております。対応としては当然自治体が財政調整基金を取り崩しての対応というのが主であります。新型コロナ対策の財源については国が責任を持つべきだというような意見が多

いんですけれども、これについて沖縄県としてどういうふうを考えるか伺います。

○池田竹州総務部長 私どもももともと自主財源比率が決して高くはない、低いほうでございます。そういった中、近年は県税が順調に伸びてきたということもあって自主財源比率も少しずつ高くなってきたところですが、令和2年度大幅に落ちて、3年度の当初予算も県税収入は大きく落ちているところでございます。

財政調整基金の残高もこの補正後で35億くらい、例年この時期ですと50億円くらいあるので、これも過去最低の水準かと思えます。

やはりそういったところで、コロナ対策をしっかりとやるためには、先ほど宮城部長からもありましたように、国からのそういった財源措置というのが必要不可欠だというふうに考えております。

歳入手当てとして、當間委員からありましたように、起債でできる分については、令和2年度につきましては全て財源振替的な部分で対応したところですが、引き続き自主財源の確保をやりながら、知事会等とも連携して必要なコロナ対策の予算については求めていきたいと考えております。

○國仲昌二委員 そうですね、全国知事会のほうでも財政負担を求めていると、また、先ほど當間委員からも話があったように、県債にしても、また地方交付税の話なども制度的なものでありますから、ぜひ国と調整をして財政運営に支障がないように頑張りたいと思います。

もう一つ、今回の補正の財源にもなっている国庫補助金の中の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてですけれども、資料を見ると地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるというようになっておりまして、先ほどの説明でも、276億の予算がついているというような話もありました。

これについては使途は県に裁量があるというような説明だったと思うんですけれども、これの実績というのか、内訳というのか、どういうふうな事業に使っているというのが分かればちょっと教えていただきたいなと思います。

○和仁屋浩次企画調整課主幹 これまで県のほうで地方創生臨時交付金を活用したコロナ対策に関しては、様々な取組を行っております。

例えば、空港での水際対策、サーモグラフィだとか、T A C Oの運営費、そしてPCR検査、医療機関や福祉施設の感染症対策、事業者への協力金等の支

給を通じた事業継続、そして雇用の維持、彩発見キャンペーンやハピ・トククーポン実施など、沖縄の実情を踏まえた対策を講じておるところでございます。

○**國仲昌二委員** ほんとにコロナ対策、県のは使い勝手がいいというか、人が十分県で対応できるということなので、でも残り13億という話もあったので、ぜひ国に要請をしてしっかりと予算づけをしていただければと思います。

以上です。

○**又吉清義委員長** ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○**渡久地修委員** どうも御苦労さんです。

まず、公共交通の問題だけど、先ほど来出ている財源確保という観点からお聞きしますが、2月議会の特別委員会でもお聞きしましたが、簡潔でいいですから現在の路線バスの数と赤字補助をやっている数を教えてください。

○**金城康司交通政策課長** 県内の総路線数は本島に限っていいますと、本島主要4社の路線バス系統数が149です。うち既存の赤字補助対象系統数が国庫、県単含めて16系統となっております。

○**渡久地修委員** この16の赤字補助の理由を教えてください。

○**金城康司交通政策課長** 県単補助、国との協調補助あるんですけども、これ県民の足を移動手段を守るということで、主にどうしてもやっぱり地域によって赤字路線とならざるを得ないようなバス路線もありますので、そういったバス路線については、県民や観光客の移動手段を確保する上で補助をしているということでございます。

○**渡久地修委員** 前回の議会で今の答弁にあったように、このバス路線の赤字補助については、県民の足を確保する公共交通の観点から皆さんやっている。だから、バスというのは、認可は政府がやっているわけだから、今回のコロナで、経営が大変になっている、赤字になっているところには、政府のこの立場の支援が必要じゃないかと一それをしっかり交渉すべきじゃないかということ、をたしか提言もして質問したと思うんですけど、その辺はその後どうなりましたか。

○宮城力企画部長 先ほど全国知事会の提言の中でまん延防止等重点措置に該当してなどの影響が著しい事業分野—この中に公共交通も含めておりまして、これらの支援に充てるための早急な措置を講じていただきたいということを全国知事会と連携して、国に提言したところでございます。

○渡久地修委員 今回は先ほど来議論になっている地方創生臨時交付金を充てたわけよね。今の部長の答弁だと、今回これ充てたけど全国知事会あるいは沖縄県としては、この臨時交付金ではなくて従来の—それとは別に、この公共交通を確保するという従来の赤字路線の、これを緩和してやるのか、そういうもので財源確保してくださいという要請ということで理解していいんですか。

○宮城力企画部長 基本的には用途の自由度が高い現行の地方創生臨時交付金—これについての支援を求めてきたというところで、今回の4月12日の要請にあっても、事業規模に応じた手厚い経営支援を早急に行うことを提言したところでございます。

○渡久地修委員 要するに地方臨時交付金の中で路線バスはあくまでも、補助拡大してくださいという要望なのか。

○宮城力企画部長 というところでございます。公共交通事業者、旅行業者、宿泊業者、観光関連土産品店等の事業者等に対する事業規模に応じた手厚い経営支援を早急に行うというところでございます。

ただ、国においてもまん延防止等重点措置区域に指定された際の影響がある事業者に対しては支援を行うこととしております。

それらも含めた上で手厚い支援を行っていただきたいというところでございます。

○渡久地修委員 今の分かりました。あくまでも臨時交付金の範囲の中での皆さん拡大を目指している。それはそれで、財源を増やすという一つの方法。しかし、先ほど来議論あるように、この臨時交付金というのは、県の裁量でほかのものにも使えるわけよね。ほかのものにも使える。だからこれは非常に貴重な財源である。ところが公共交通路線バスとかというのは、これまでも国の制度があって、赤字になった場合は補助をしていくという制度があるわけよ。

今回、理由がコロナであれ、県民の利用者が少なかったとか何とかっていう

理由があつたにしても、赤字になつたんだから従来の補助制度の枠を拡大して
いって、この臨時交付金ではなくて従来の補助制度で獲得する努力はやってほ
しいと思うわけよ。そうするとその分が一臨時交付金、ほかのものに使えます
よと一これが公共交通をやっていくという従来の趣旨にもなっていると思う
んだよ。その辺を国との交渉する際にもうちょっと皆さん整理もして、コロナ
ということだけにしないで、これは県民の足、公共交通の足として赤字だから
ということで、もっと理論武装もして、全国知事会とも相談してやっていく必
要があるんじゃないですかということの前から言っている。これ研究して、研
究というより早めにやる必要あると思うんだけど、どんなですか。これまだま
だ続くよ。

○金城康司交通政策課長 今のお話なんですけど、新型コロナの影響で公共交
通機関非常に大きな影響を受けてます。これはもう全国的なものです。

そういった状況を踏まえて、全国知事会、先ほどから部長も答弁しているん
ですけど、全国知事会を通した支援の拡大等については要請しているとともに、
昨年11月、玉城知事が沖縄県離島振興協議会会長の座間味村の宮里村長と一緒
に国土交通省に対しまして、補助枠の拡大とか補助事業の拡大について要請し
ております。

それから、今年度においても全国知事会のほうから国土交通関係ということ
で要望書を出しておりまして、その中で各事業者の減収分を補填する新たな補
助金制度の構築や既存補助事業の補助率のかさ上げなど、地域公共交通の維持
・回復に必要な財政支援を早急に行うというふうな要請をしております。

○渡久地修委員 既存の公共交通の県民の足を確保するという点から迫って
いったらどうですかと一こういう方法と、コロナから迫っていく方法もあるけ
ど、僕は公共交通のほうから迫って行って、コロナの分はほかのところに回せ
るようにしたほうがいいんじゃないですかと言っているんだけど、これやるの
かやらないのか、どっちか。

○宮城力企画部長 バスの国庫補助事業にあつては一部要件を見直して、赤字
路線と認定されるバス路線というのは、一定の乗客数を満たさないと路線とし
て認定されないんですが、その下限が緩和されて幅広く適用漏れにならないよ
うな措置を講じていただいたところです。

ただし、航路補助はコロナ渦の前には黒字と見なされていた。ところが、実
際は非常に赤字になってしまった。これをどうにか赤字路線と見立てて、既存

の補助事業のスキームの中で支援ができないかということで、いろいろ調整したんですけれども、これはなかなか難しいというところもあったので、今回臨時交付金を活用したというところでございます。

その状況状況に応じて、財源を活用した上で支援を行っていくという方針でございます。

○渡久地修委員 この臨時交付金を今回活用したのは評価しているんだよ。やるなどは言っていないよ。

ただし、既存のものを使えるようにもっともっとうんと努力をしてもっと交渉して、既存のもので取ってくるようにしたら、ほかのものに回せますよと言っているんで、それぜひ頑張ってください。

もう一点。簡潔に終わりますけれど。

今回、県議会が要求した臨時議会に間に合わせて皆さん方前回公共交通に関しては部長も早めに次の補正でやりたいというような答弁もやってて、これ出てきたと思うんだけど。ほかにも先ほど来ずっとあるようないろんなもっと支援すべきところいっぱいあるわけだから、今回のものでみんなこれでいいということではないと思っていると思うんだけど。

附帯決議があるよね。公共交通、観光関連産業はもっと支援を強化するよにということで、この附帯決議というのは、この前の補正予算、この前だけじゃなくて、これからもコロナの今後の対策をしていく上で皆さん方十分県議会の決議の重みを受け止めて今後ともしっかりやっていくという認識でよろしいですよ。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

経済対策につきましては、去る2月議会でも令和2年の2月補正それから3月の当初予算で当面の経済対策というところで、かなり組ませていただいたところですよ。

ただ、コロナの感染拡大がなかなか収まらずに、今回また追加でやらざるを得ないというふうになってしまいました。

委員も御指摘のとおり、感染の波っていうのは何度か、またこれからも来るかと思っておりまして、感染状況に応じた経済対策をその時々きちんと経済界ともきちんと意見をすり合わせをしながら組んでいきたいというふうに思っており、当然補正も念頭に置きながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○渡久地修委員 これ簡単に収まりそうもないと思うんでね、ぜひしっかりと頑張っていたきたいと思います。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お願いします。

全国的にコロナ大変厳しい状況で、対策そのものは政府が基本的に財源措置をするっていうのが基本だと考えていますけれども、今の沖縄県公共交通安全・安心確保支援事業、先ほど渡久地委員も言いましたけれど、本来の公共交通の赤字解消一本来の取組、財源確保というのもぜひ頑張ってもらいたいと思います。

今回はバス協会やタクシー協会の皆さんから議会のほうも窮状を受けて、早くどうかしてほしいということがあった。それを受けて執行部の皆さんも4月の人事異動の大変厳しいときに2週間足らずで議会に提案したということについては、ほんとに県民の声を聞いて何らかの対策をしていくことの現れだということの評価したいと思います。

今回の事業ですけれども、県が独自にやっている事業だということであるんですが、ほかの都道府県で似たような公共交通に対する支援、コロナ対策でやっているところはどこどこでしょうか。

○金城康司交通政策課長 お答えします。

九州で申しますと福岡県、熊本県、佐賀県、宮崎県、長崎県、鹿児島県、沖縄県で大分県を除く全ての県が九州では実施しております。

○西銘純恵委員 全国47都道府県も同様にやっていることであればその分の財源というのか、臨時交付金じゃなくって、政府がバンとやるという形でも要求できるんじゃないかと思うんですがいかがですか。

○金城康司交通政策課長 先ほどタクシーが漏れておりましたので。

タクシーにつきましては、九州では長崎県と宮崎県と鹿児島県を除く沖縄を含む5県について支援しております。

それから全国状況ということなんですけれども、申し訳ございません。全国の状況把握しておりません。

○西銘純恵委員 いずれにしても都道府県が独自にできる臨時交付金じゃなく

て、今の感染拡大で移動ができなくなった公共の乗り物が経営が厳しくなっただってというのははっきりしていると思うので、それを国の側の予算、財源ということで別で要求するっていうこともできるんじゃないのかなと思いますので、これは一応指摘をしたいと思います。

これまで、県が業者に対して行ってきた一去年の2月以降ですよ、事業を継続していかないといけない、そして雇用を維持しないといけないという県の取組というのは様々やってきたと思うんですよ。

業種別に県が行ってきた支援策っていうのは、まとめていらっしゃいますか。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

先ほども答弁いたしました、事業者の事業継続支援というところで、今手持ちは先ほど県単融資事業、雇用調整助成金における宿泊業と飲食サービス業、これちょっと今日ピックアップして持って来ておりますので、答弁したいというふうに思っております。

1つ目の新型コロナウイルス感染症対応資金、これは県の融資事業ですけれども、融資実績を業種別に見まして、宿泊業、飲食サービス業ですけれども、3月5日時点で2756件、約278億円。割合にしますと14.8%がこの業種が利用していると。

同じく国の沖縄振興開発金融公庫、これは3月末時点ですけれども、1万3649件、約2803億円の実績がありますけれども、うち宿泊・飲食サービスが3642件で業種別では27.8%が利用しているということになっております。

それから雇用の維持という観点で、国の雇用調整助成金ですけれども、こちらのほうは、4月9日時点で5万件、支給金額が約406億円。これは2月9日の時点で宿泊業・飲食サービス業が32%が利用していると。

それから国の雇用調整助成金の上乗せ助成—これは県がやっておりますけれども、こちらは4月9日時点で約16億2000万の実績がございますが、うち宿泊業・飲食サービス業は761件、約11億8000万円、割合にしますと72.7%がこういった宿泊業・飲食サービスといった観光関連事業者で活用していただいているということになっております。

○西銘純恵委員 コロナが終息すれば、これ以上の県民の悲鳴はないと思うんですが、どんどん感染して先が見えないという今の状況の中で、いろいろもっと同じように営業支援、継続できるように、そして雇用が継続できるように、その声がどんどんまだ出ていると思うんですよ。

県がこれまで、今回の分も含めて、沖縄県としてやってきたコロナ感染症対

策の関連—感染症や経済対策、いろいろ分けていらっしゃると思うんですが、沖縄県が取り組んだ—予算総額でお尋ねします。

○嘉数登商工労働部長 これまでの新型コロナウイルス感染症対応関連予算ということで、令和2年度、令和3年度、補正も含めてですけれど、約2972億円。内訳としまして、感染症対策692億円、生活者支援が625億円、これは割合にしますと全体の44.3%。経済対策が581億円、セーフティーネットという意味での事業者支援、これは資金繰り等ですね、貸付け等が1073億円でこれは55.7%となっています。

○西銘純恵委員 その予算財源の内訳で、令和2年度から今回まで60%が国庫だということで見れば、今言った沖縄県が4割見てるということによろしいんですか。2972億円総額の4割は県が見た、1000億余りということを受け止めてよろしいんでしょうか。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

経済対策の中で御説明いたしましたセーフティーネット—これ資金繰り等ですけれども、県単融資事業につきましては一般財源で対応していただいております。それが一番大きな割合を占めているということでございます。

○西銘純恵委員 1073億円事業者支援のセーフティーネットがそこに入っている部分が大いということによろしいんですね。

○嘉数登商工労働部長 セーフティーネットの県単融資事業、全て一般財源で対応しております。

○西銘純恵委員 ほんとに財政力が弱いこの沖縄県で県民支援をするということで頑張っているっていうことは県民の皆さんもよく一情報発信っていうのかな、県が頑張っているところもあるっていうことも私たちもやっていけないといけないなと感じます。

それであと2つあるんですけれども。

独り親世帯について申請不要ということで、申請しなくても待っていたら5月には給付金が来ると、その後の申請がいるという世帯も全て合わせてどれだけの対象者ということで見ているんでしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 お答えします。

今回計上しています給付金の見込みですが、県が所管する町村部では5516世帯、それから県内11市の支給につきましては1万9660世帯、県全体では2万5176世帯を見込んでおります。

○西銘純恵委員 これは対象者の②公的年金受給して児童扶養手当を受けていないとか、家計が急変してという③も全て入れての人数でよろしいですか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 今おっしゃるとおり、①②③からは3つの要件全て合わせた世帯数でお答えしております。

○西銘純恵委員 そうしたら沖縄県分の5516世帯のうちの申請不要は割合的にどれぐらいと見ているのでしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 県全体の世帯数につきましては、2万5176世帯と先ほどお答えしましたが、申請なしの一現在支給者の方の支給の世帯数の見込みが2万2308世帯と見込んでおりまして、率でいいますと88.9%になります。

○西銘純恵委員 3000世帯ぐらいが申請をしないと受給できないという状況かなと思いますので、しっかり周知頑張っていただきたいと思います。

もう一つ、総合支援資金について1点だけお尋ねします。

償還免除についてですけれども、困窮している皆さんがセーフティーネットということで借受けをやってきた、そして今度3月から6月まで、再貸付けができるということで、それが命をつなぐっていうのか、そこら辺まで県民からは待たれているものではないかと私思うんですよね。

ただ、お金がなくて将来の借金返済の見通しがどうかっていうのが一番—今度も再貸付けを受けるかとかそういう皆さんの思いがあるわけですね。ですから償還免除についてはしっかりと周知をする様々な手だてを取ってほしいと思うんですけれども、周知方法についてどういうことを考えているのかお尋ねします。

○久貝仁福祉政策課長 償還免除の周知については昨年この事業がスタートした当初から国においても償還免除があるということで、ちゅうちょなく利用するようにということで、パンフレット等に目立つように赤い字で記載をしたり、

ホームページ等でも紹介しています。

この償還免除の具体的な細かい内容については、今後国から示されますけれども、県としては県社会福祉協議会と連携して、こういった借入れをした方々に貸付けの償還免除の内容、手続等について個別に通知するなどのきめ細かい対応をしていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 よろしくお願ひいたします。

最後に1点。米軍関係の感染も2桁とやっぱり厳しいなと思うんですけど、この間糸数統括監いらっしゃらなかったんですけども、米国型の変異株とかアメリカではワクチン接種とか基地に入るには検疫してとか、検査も受けてと言っている割にはこの感染の数字を見て米軍関係どうなのかととても不安があるわけですね。特に変異株はそこら辺から来るんじゃないかなということもあるので、それについて米軍と情報交換した内容とかありましたらお尋ねしたいです。

○糸数公医療技監兼保健衛生統括監 お答えいたします。

米軍とは保健医療総括情報部でも海軍病院と毎日情報交換をしております。

変異株につきましては、沖縄県内でN501Yという数が増えているという情報提供もしておりますし、先日はL452Rというアメリカでよく見つかっている株も国内で初めて沖縄でも見つかりましたというふうなことで米軍のほうにも情報提供しているところです。

米軍のほうの変異株の検査状況も逐次尋ねているんですけども、やはりなかなか検体を運ぶということが難しく検査はまだ行っていないというふうな回答になっておりますので、今後必要があれば沖縄県も協力というか体制については検討しますというふうなお話はさせていただいているところです。

それから陽性者が続いていることについても検疫から見つかる人ももちろんいますけれども、発症したり濃厚接触者というふうな形で見つかる方も出ておまして、患者さんの濃厚接触者が共通に情報提供しまして、沖縄にいる場合は米軍から情報もらって検査することもありますし、その逆のパターンもあったりということも行って、疫学調査の漏れがないような連携を取っているという状況でございます。

○西銘純恵委員 米軍がまだ変異株の検査やっていないということをおっしゃったけど、県が協力してじゃなくて、これは義務としてやってほしいと言わないといけないと思うんですけどね。

基地外住宅のこともいろいろあるし、那覇市内一繁華街に出てきて、いろいろ事件・事故がまだあるということは、米軍関係者が県民の生活圏に行き来しているということを感じるわけですね。その立場でぜひ厳しく求めてほしいと思います。また、次に結果でも伺いたいと思います。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時45分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、乙第4号議案専決処分の承認についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 それでは、総務部の乙号議案について、御説明いたします。

議案は、令和3年第2回沖縄県議会（臨時会）議案（その2）にございますが、説明はただいま通知しました令和3年第2回沖縄県議会（4月臨時会）総務企画委員会乙号議案説明資料で行いますので、そちらを御確認ください。

それでは、説明資料の1ページをお願いいたします。

乙第4号議案専決処分の承認について御説明いたします。

この議案は、新型コロナウイルス感染症対応のため、早急に予算を補正する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、令和3年4月10日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、その承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、県の発出した時短要請への協力事業者に対する感染拡大防止協力金に要する経費で、総額136億9628万円を計上しております。

以上で、乙第4号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

- 又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。
これより乙第4号議案に対する質疑を行います。
休憩いたします。

(休憩中に、知念百代中小企業支援課長が仲村委員から依頼のあった資料を各委員に配付した。)

- 又吉清義委員長 再開いたします。
これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
仲村家治委員。

- 仲村家治委員 資料を今日配ったんだけど、多分これを見てから質問するのは時間がかかるので、僕が時間稼ぎしますので皆さんこれに目を通してくださいね。

まずですね、この136億余りの内訳を一今頂いた資料の中で、当初1号補正で129億の中で令和3年1月12日から2月28日までの協力金の不足金が53億計上されました。その一覧の1の第4及び第5段の不足分に当たると思うんですけども、ただこの数字が若干、不足分の予算—予算不足額が14億8000万ぐらいになっているんですけども、誤差が生じたのはなぜなのか説明できますか。

- 知念百代中小企業支援課長 3月末に補正で審査していただいたときの想定の数と、それから今の想定の数に若干の違いがありました。3月30日に補正で審査していただいた際には、3月21日までの申請状況を見て、それで予測を立ててこのくらい申請してくるだろうというふうにしていたんですが、その後、3月31日締切りの1週間で大分駆け込みの申請がありまして、想定を超える金額となりましたので、その分の差額が出ております。

- 仲村家治委員 この差額の不足した分は、どこからこの予算を手当てするんですか。

- 知念百代中小企業支援課長 今回、4月1日から時短要請をかけておりますけれども、4月9日にまん延防止等重点措置として9市が指定区域というふう

になりましたので、このときに予算のほうも9市分、それからそのほかの市町村分も措置をするといったところに併せて、今回3月で見込みを立てていた以上の申請があった分についても加味しての今回の補正でございます。

○仲村家治委員 煩雑な手続とか、またなかなか店舗数も把握できないという事情はあるにしてもですね、補正ですのである程度ゆとりを持ってやらないと、不足したからまた次というのは健全なやり方じゃないと思うので、ぜひこの辺は、何度もこういった形で協力金の補正を組んでいて、あと指定したりしている市町村も曖昧で中途半端な指定の仕方をして、今回は20、次は全県、そういうふうな変則的なことをやるからこういうことが生じる一因にもなっていると思うので、やっぱり時短とかというのは全県一律にやるような形にしないと、今回まん延が出て、また変わったじゃないですか。この4月1日から11日の指定された20市町村と、今度また9市の手当ての在り方が全然違ってくる。そうすると皆さんのほうが、事務局のほうが大変な、先ほど総務部長にお願いしたんだけど、マンパワーが不足ならやっぱり手当てして、充当して、やっぱり協力する店舗の皆さんというのは死活問題なんですよ。だからそれをやった県の職員の皆さんも頑張っていると思うんだけど、もう少し協力金の手当ての在り方とか指定の在り方とかというのをもうちょっと丁寧に、やっているとは思っているんだけど、できるんだったら全市町村にやるべきだというのは私たちはずっと言い続けているので、また今度は9市が厚く手当てされて、ほかの市町村は若干落ちると。だから、この辺もまた温度差が出てくるとなかなか難しい部分が出てくる。先ほど保健部に言ったんだけど、幹部に言ったんだけど、やっぱり感染をしない対策も店舗にちゃんとやっていかないと、今度解除したらまた増える、また引き締めるといった人たちごっこだけはやらないでくれなかなということ要望しているんだけど、皆さんもこれに協力した店舗が協力金を、とにかく支給が滞りなくできるような手続を—いろいろ申請ミスがあって、それを手直しする時間とかいろいろあると思うんだけど、この辺をもっと分かりやすい、簡素に申請ができるような方法を取らないといけないと思うんだけど、また今度はこの対象、事業規模、1日の売上げによってまた変わってくるわけでしょう。この辺の審査をするのも大変な動力があると思うんですよ。これに対して、対策として事務局としてどのように考えていますか。

○知念百代中小企業支援課長 委員おっしゃるように、今回売上高、それから売上げの減少額に応じて0.4を掛けて支給するといったような計算式が入って

きますので、審査する側にとっては非常に慎重に証憑類の確認をして、それから金額のほうを確定していかなければいけないといった状況になります。となると、これまで一律で支給をしていた審査の方法とはやっぱり相当数の時間がかかりますし、これに慣れていくための時間のほうも要していくのかなというふうに考えています。なるべくその審査を簡易に行っていくためにもですね、これまで郵送で受け付けていたものが非常に不備が多かったというのもありましたので、4月1日からのものについては電子申請で受付を行って、まず電子申請が難しい方々に対しては申請のサポートをするという事で、なるべく申請した時点で書類がそろっている、あるいは申請をサポートする中である程度の審査ができるようなことも期待しまして、そういったところで迅速化を図っていききたいなというふうに思っております。

○仲村家治委員 マンパワーが足りなかったら言ってくださいね、私が総務部長に掛け合いますから。部長、ぜひこの辺は人の配置で解決できると思うんですけど、部長どうでしょうか。

○池田竹州総務部長 先ほどもお答えさせていただきましたが、いわゆる併任発令を行ったり、臨時的任用、あるいは会計年度任用職員、そして委託など、いろいろ組み合わせて対応させていただいているところです。その辺は部局と連携しながらやっていきたいと考えております。

○仲村家治委員 最後に1点ですけれども。

一覧表の中の下の段から2番目に委託料ってあるんですけど、この委託料っていうのはどういう趣旨なんですか。

○知念百代中小企業支援課長 従来から時短要請に係る支出事務の委託をしているところではあるんですけども、延長のたびごとに契約のほうも延長しております、当然今やっている支給事務のほうに加えて今回4月1日からのものも事務量として増えていきますので、そういうコールセンターの要員ですとか、要件審査に係る皆さんですとか、支出事務それから広告であったりとか申請に係るシステムの構築等々の委託料が計上されているところです。

○仲村家治委員 これは民間の会社に委託しているということによろしいでしょうか。

○知念百代中小企業支援課長 今委託しているところは沖縄 I T イノベーション戦略センターというところでございます。

○仲村家治委員 これは新しい業務が出てその都度延長していくという形式—契約がどうなっているか分からないですけど、再度延長していくという形なんですか。

○知念百代中小企業支援課長 はい、契約のほうを延長してやっております。

○仲村家治委員 よく分からないですけど、そういう委託のやり方というのは果たして正しい在り方なのかよく分からないんですけども。

コロナの事業こうやって毎回毎回その都度再度延長したり、すごい不規則的な事業が続いてきているからできると思うんですけど、本来ならば、ある程度この事業計画の中で委託して終わったら終わりじゃないですか。この辺契約の仕方ってどうなんですか。

○知念百代中小企業支援課長 おっしゃるとおり契約というのは一旦その事業が終わりましたら終結するというのが一般的でございます。

ただ、今回ですね、昨年4月から飲食店、小売業の売上げが減少したところへの支援金からスタートしたこのうちな—んちゅ応援プロジェクト事業なんですけれども一途切れることなく続いている状況になっています。ですので、終わりが見えたかなと思ったら、また時短の要請がかかり感染拡大でどうしても防止対策としてせざるを得ないという状況がありましたので、ずっと続いている状況になっております。

○仲村家治委員 ある程度区切って契約すると思うんですよ。例えばこの2号議案が出る前の契約、その後の追加分契約、予算の内訳というのは分かりますか。

○知念百代中小企業支援課長 今回うちな—んちゅプロジェクトにかかる委託費については1億9570万円ということで計上しております。

○仲村家治委員 新たにまた延びるから追加分が出てくるのか。

○知念百代中小企業支援課長 おっしゃるとおりで、今の金額が追加分という

ことになります。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 ちょっと単純なことから教えてください。

この中小企業が2つに分かれているんですけど、どういうふうな選び方—中小企業とはどういうものなのか、大企業というのはどういう—人数割だとかっていうのがあると思うんですけど、その基準をちょっと教えてもらえますか。

○知念百代中小企業支援課長 まず、中小企業の定義についてなんですが、中小企業基本法というのがございまして、その中でも業種によって、資本金、それから従業員の数で中小企業と大企業の一中小企業を定義するといったようなものになります。

今回、主に飲食店ということになりますので、飲食業—中小企業これは小売業の範囲となってくるんですが、その場合でしたら、資本金が5000万円以下、並びに従業員が50人以下といったところの事業者さんが中小企業ということになりますので、これに当てはまらないところは大企業というふうになります。大企業は5000万円を超える、それから50人を超えるということになります。

○當間盛夫委員 それが大企業という範囲になる。

この時短の分はこれで第7弾になるのかな—皆さんの資料見たら。

これまでずっと一律4万円という分があったわけですよ。大きな店舗を持っている、従業員も数多く雇用しているところからすると、1日4万円ということは本当に、支援にもなっていないというようなものがあったんですけど。

逆に皆さんが言う小規模企業、税金も払ってるのかどうか見えない部分の中でも、そういったものからすると、1人でやっているところは逆にこの支援バブルというふうに言われるようなところもあるわけなんですよ。

その辺の兼ね合いっていう分を皆さんどう捉えているのか、ちょっとお聞かせください。

○知念百代中小企業支援課長 これまでは確かに一律でお支払い、協力金の支給をしてきておりますので、その事業の規模にかかわらず、皆さん、一律同じ金額を支給されているといった状況になっておりました。

ところが、今回のまん延防止等の重点措置が指定されたことに伴って、その指定区域に関してだけは、売上げ等の規模で支払いをしていくというふうにはなっているんですけども、これは国のほうでもですね、事業規模に応じた形で支給すべきだといった議論もあったというふうに聞いておまして、そのために、この売上高っていうのは事業規模を図るには一番端的に表すものではないかといった議論がなされたところであります。

その差額の議論については、いろいろ御意見も、一律がいいといった声もある一方で、その事業規模に応じたところがいいといったところもあるんですが、そのほかの地域に関しては、一律ということで、国の基準によりましたら、その売上高とかその事業規模に応じた形にはならないんですけども、一定その感染防止対策に御協力いただくという意味での協力金という形で理解いただきたいなとふうに考えております。

○當間盛夫委員 今回の売上高の分で中小企業だとか大企業20万って形になるけど、これ今話したようにまん延防止の9市だけなんですよね。

ほかの町村に、例えばこの20万ってなってくると、この那覇市内だとか、そういう分のホテル等もある程度該当してくるっていうのが想定されるわけですよ。ところが、この9市以外の例えば恩納村だとか、そういう観光地のホテル等は該当しないわけですよ。

今言う、一律4万というような範疇だというふうに思うんですけど、そういうところからの問合せじゃないけど、苦情的なものはないんですか。

○知念百代中小企業支援課長 特に今の時点でそういった大きなところからの苦情なり意見なりといったことは届いてはおりません。

○當間盛夫委員 逆に中小企業、大企業というような、20万というのは大体どういったところを想定されているんですか。

○知念百代中小企業支援課長 今お手元にある資料、皆さん御覧いただいていると思うんですが、3番目のほうでまん延防止等重点地域の表があるかと思えます。上のほうに小規模事業というのがありますけど、これは想定として1日の売上げが10万円以下であるというところで、大体その小規模企業っていうのは割合として、85.8%ほどとなっておりますので……

○當間盛夫委員 これは、これ見て分かるから。僕が言っているのは、中小企

業、大企業ということで、20万支給する分はどういったところを想定しているのかという話。

○知念百代中小企業支援課長 失礼いたしました。

これは大手の飲食店、チェーン店とか、あとホテルであるとか、そういったところを想定しております。

○當間盛夫委員 今回こういう形で分けていろいろと業務的にも大変になるだろうなということで、担当係長そういうお話するんですけど、書類的なものが煩雑だというのがあるよね。今まで、第4弾、第5弾、第6弾で、この蔓延というのがあるんですけど、これまで出した部分での書類関係を活用しているということで理解していいのか。

○知念百代中小企業支援課長 これについても審査のほうを簡素化していくためには過去に出した資料については、審査をスムーズにできるようにするといったことで、そのためのシステムの構築を今図ろうとしています。

○當間盛夫委員 このシステムの構築で予算もあるんだけど、間に合うの、システムの構築は。

○知念百代中小企業支援課長 何とか間に合うように、鋭意調整しているところですよ。

○當間盛夫委員 せっかく、この支援金ということで137億という、ほかの事業者からすると大きな金額なんだよね。ずっと、飲食だけにかという、御批判も我々いただくわけですよ。そういった面からすると、皆さんもせっかくそういった形で出すのであれば、そしてまた事業の持続化をということであるのであれば、やっぱり迅速な対応ということをしっかりとやってほしいということは要望で終わりたいと思います。

○和仁屋浩次企画調整課主幹 ちょっと制度の補足をさせていただきたいと思っています。

今、時短要請している4月12日から5月5日までについては、先ほど課長が申し上げたとおりなんですけど、それ以降、5月6日から協力金の仕組みが変わります。具体的に申し上げますと、まん延防止地域に指定されましたら、現行

と同じなんですけれども、指定されなかった場合の協力金に関しては21時までの営業要請の場合については、日額2万5000円から最大7万5000円となります。協力金は減ります。

そして、大企業、もしくは売上高の減少額に基づいて協力金の額を算定する方式を取る中小企業については、協力金が最大20万円という形で、5月6日以降から、そのほか地域についての制度は変更になる予定でございます。

○**當間盛夫委員** 余計こんがらがってきたよ。

○**又吉清義委員長** ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 今のに関連して、簡潔に質問します。

先ほど、定義にある大企業、それから中小企業というものに対して、小売業ということを答弁していたけれど、この飲食は小売業になるのか、サービス業になるのか、どっちですか。

○**知念百代中小企業支援課長** 小売業に位置づけられております。

○**渡久地修委員** 小売業ね。じゃあ先ほど言っていたホテルとかも小売業でいいんですか。

○**知念百代中小企業支援課長** ホテルについては宿泊業というふうになるんですが、ホテルにあるレストラン一別に経営している方々については飲食業の小売業になります。

○**渡久地修委員** これはしっかりやっておかないと後で混乱起こってもいけないからさ。法律で言うサービスと小売りは全然違うからね。サービス業に該当すると5000万以上で100人以上ということになるから。小売業ということであれば沖縄でも結構これに該当するところはあると思うので、そこはぜひ混乱しないでやってください。

それと事業規模に応じてっていうのはずっと我々も要望してきて、今回まだまだ少ない額だけれど、事業規模に応じてっていうのは、一步前進ではあるんだけれど、もっと事業規模に応じてこれは額は少ないと思うんだけど、一つの前進だと思うので、今回の事業規模に応じてこのようになって、いわゆる協力

店というのは増えると思いますか。

○知念百代中小企業支援課長 金額によって協力するしないってということでのお願いではなくて、やはり感染防止の対策としての時短要請ってことになりまますので、その辺を理解いただくようお願いしてまいりたいと思っております。

○渡久地修委員 おっしゃるとおりなんだけれど、要するに自分たちは、県の要請、市の要請に応じてちゃんとその時間から閉めていると。しかし、隣の店は閉めていなくて全部そこに行って満杯しているというような話も聞こえてくるわけよね。だからそういったところにしっかりと協力してもらおうということのをどのようにやっていくか、これは大きな課題と思うんだけど、その辺皆さん新たな方針を打ち出しているんだけど、そこはかなり難しいところもあるんですけど、どんな方向でやろうとしているんですか。

○嘉数広樹感染症対策課長 甲号議案のときに申し上げた認証プロジェクトにおいて見回りを行うとともに、時短営業に協力いただいているかいただいてないかというのは別で見回りの委託を予定しております。それを活用してしっかり時短要請に応じていただけるような努力をしていきたいとふうに考えております。

○渡久地修委員 ぜひ頑張ってください。

それと感染が急拡大している原因の中に、若者たちがわーっとみんなで歓送迎会とかやって、なかなか要請に応じてもらえなくて広げているんじゃないかとよく言われているよね。そこに対してどのように協力を訴えていくかというのは、相当の努力が必要だと思うんだけど、そこはどんな努力をやっているんですか。

○糸数公医療技監兼保健衛生統括監 今回も3月中旬頃から一ちょうど卒業シーズンの頃からですね、大学生、若い世代の方が集団で集まったり、あるいは一泊旅行に行ってみんなで思い出づくりの旅行みたいな形で、割と大規模な方々が集団で行動して感染しているという事例がかなり多くありました。

若い人にどうやってこういう気をつけてくれというメッセージを届けるかというのはずっと私たちの課題ではあるんですけど、SNSを使ったり、マスクミを通していうようなことでお願いをしているところですけども、知事のほうからも会見のときに若い人に伝えてほしいというようなことで呼びかけて

いるところですが、なかなかその行動がまだ伴っていないというふうなところを今後改善を検討しないといけないと考えているところです。

様々なメディア等を使って、若い人たちにそういうふうなことにならないようにということを繰り返し伝えていくということを考えているところです。

○渡久地修委員 若い人たちにどうやって理解していただくかというのはとても大事だと思うんだけど、糸数さん、今私たちマスクしていますよね。マスクは感染しない、向こうからうつらない、あるいは自分が感染してたらうつさないということでやっていると思うんだけど、自分は感染はしていないと。しかし、無症状で感染しているかもしれないよね。だから、自分たちは無症状だけど、もしかしたら感染しているかもしれないというような意識を持って、自分の家庭とか親、高齢者とかほかの人にうつさないというような意識を持たせるということは必要なんですか、そこはどうですか。

○糸数公医療技監兼保健衛生統括監 県外から帰省をされた方が御家族に感染するというようなパターンが割とよく見られております。

今回、文化観光スポーツ部の協力を得て、NAPPという空港でのPCRに県外から帰省される方、学生さんに学割ということでプロモーションというか、打ち出したんですけれども、そのときにもやはりお家に帰って家族に会うときには感染に気をつけて、だから検査を受けてくださいということと同時に、高齢者に会うときには非常に慎重にマスクなどをやはり行って、その若い人から高齢者にうつさないようにというふうなことを一種のメッセージとして出したところです。

○渡久地修委員 要するに県民一人一人が、もしかしたら自分はコロナの菌を症状は出ていないけれど持っているかもしれない。だから、周りにうつさないためにもこれはやっているんだという意識を持ちきれたら僕は全然違ってくると思うんだけどね。その辺の努力をぜひやってもらいたいと思うんだけど、それはどうですか。

○糸数公医療技監兼保健衛生統括監 なるべく具体的な数字などを出して、若い人にも分かりやすく伝えていきたいと思っています。

例えば感染をした人の中で、約4割ぐらゐは無症状の人から感染しているというふうなこともデータとしてありますので、やはり無症状でもマスクをすることが大事なんだよというふうなことを、専門家の意見も聞きながら訴えてい

きたいと思います。

○渡久地修委員 自分たちは全然これにかかることはないよというふうに思っている人が結構いると思うんだよね。だから、そこにどうやってしっかりとしたメッセージを伝えるかが大事だと思うので、ぜひしっかりと対策を取ってください。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 まず、まん延防止重点措置が12日から始まりまして、その協力金の支給の準備でこの予算は専決処分されたと思いますが、この協力金なるものが、今回の指定についても、その前の重点地域のちょっと複雑な協力金の支給方法になるということで、状況をお伺いしますが、協力金がなかなか思うように対象の皆さんに届いていないという声もありますし、また報道等々でもあります。現在ですね、この協力金なるものは何割程度支給されているのか。そして、この新しい制度が大変複雑になる中で、これからどのような協力金がしっかりと申請者に届くのか。またこの制度によって厳しい状況で、大変この苦しい経済状況の中で事業をしている皆さんにその協力金なるものが届く期間というのは、どのように皆さん想定しておりますか。

○知念百代中小企業支援課長 まず、何割支給されているかといったところをお答えしたいと思います。

12月17日から時短要請というのを始めておりまして、今日までちょっと続いているような状況にはなりますが、12月17日から1月11日まで行った時短要請については支給が完了しております。1月12日から2月7日までの協力金については3月31日で受付を締め切ったところですが、昨日4月14日現在で1万2160件の申請に対して、9437件を支給しておりますので、77.6%の支給率となっております。ただ、2月8日から2月28日までの時短要請の協力金については、本日15日で受付を終了したところでありまして、昨日時点の数字で申し上げますと8507件の申請に対して1500件の支給をしておりまして、これが17.6%というふうになっております。

2点目の、これからの複雑になる審査、協力金の支給についてどういうふうな体制かといったところでの御質問ということで、先ほどちょっと申し上げて

おりますけれども、やっぱり審査にかかる時間をいかに短縮していくかといったところがちょっと肝になるのかなというふうに考えておりました、これまで郵送で多かった不備をなくすために電子申請で申請受付を行っていくと。ただし、その電子申請の環境にないような方々に対しての申請サポートというのをしっかり行って、申請が出されたときにはほぼそろった状態であるといったところにしていききたいなというふうに思っていますので、委託のほうとも調整しながら進めてまいりたいと思います。

○島尻忠明委員 皆さんが12日までに飲食店などへ協力金の支給が停滞と一要因は事務負担増加とか載っております。その中では9日現在で1月12日から2月7日に時短を要請した分の支給率64.1%と載っているんですよ。2月8日から28日の分は17.8%にとどまっているとあるんですけど、この辺の整合性ってどうなんですか。

○知念百代中小企業支援課長 報道時点での数字の状況なんですけれども、まず2月7日までのものについてはそれからの支給が進んでいるといったところで支給率がアップしております。それから、17.8%と出ているものについては、申請件数がその後も増えて今日まで受付というふうになりますので、母数が増えているといったところが原因かと思われま。

○島尻忠明委員 じゃあ、特に支給が停滞している感はないということで理解してよろしいですか。

○知念百代中小企業支援課長 事業者にとっては、2月28日までの申請について、まだ支給がされていない—確かに17.6%ですので多くの事業者さんがまだ届いてないような状況になってますので、そういう意味からいきますと、支給が停滞していると言われても、それはそうなんだろうなというふうには思っております。

ただ、順序よく処理をしていくといったところも私たち頑張ってやっというということで、まず2月7日までの申請について早くお届けできるようにということをやっているところです。

○島尻忠明委員 皆さんも大変御苦労なさっていることはよく分かりますので。

その中で、前々回ですかね、緊急事態宣言のときにうるま市が外れていたん

ですよ。そのときもいろんな議論がありましたが、結局外してその後それも入れて協力金を支給する。

今回も20市町村しか実施しないという話であって、その中でこういう結果が見通しができなくて、結果としてこういう煩雑な、ちょっと難しい状況が生まれているというのが正直私の持っている実感でありますので、やはりこのことによって、先ほど答弁もありましたけれども、やはり審査する側もいろいろと4月1日から4月12日間の制度の中で大変難しい審査をされているということが答弁でありました。

しかし、逆から申し上げますと、申請する側もそうなんです。皆さん書類を送付してもなかなか不備が多いという話があります。となると、やはり1日4万円の方は通常通りで申告要らないというんですけど、例えばですね、まん延防止等重点措置が講じられてない地域でももしかしたら売上高がこの皆さんが想定する1、2、3の中に入るところがあるかもしれません。しかしそういう方は一この地域に入っている方は96万円からの支給なんですけど、この地域に一中南部12市町村とか恩納村とかありますが、それは私は調査してないからあれなんですけど、こういう人たちは、その売上げ一皆さんがやっていますよね、売上金額、1の売上高が10万円とか2の10から25とか、25万以上ってあるんですけど、このまん延防止等重点措置に入っていない地域は皆様方が言う通常どおりの4万円の協力金、それに当たる地域として、皆さんはしっかりと精査しているっていうことで理解してよろしいですか。

時短要請も同じく8時までやっていますので、制度に当たらないものですか、この地域の皆さん、もしかしたら売上げがもっとあるかもしれませんし、しかしそれでも4万円しか支給できないという区分けになりますね。

その辺調査はしっかりとやっておりますか。

○知念百代中小企業支援課長 今回、この9市については措置区域となりました、今の複雑な計算に該当していくわけですけども、その中でも85%は1日の売上げが10万円を超えないだろうといった想定で、その意味からすると85%の人はそのほかの市町村の一一律1日当たり4万円と同額という形になります。

では、残りの15%の中小それから大企業の皆さんが1日当たり10万円を超える、あるいは25万円を超えるといったときに、そのほかの地域の10万円を超える25万円を超える事業者さんとの差が生まれることは事実であります。

ただこれは金額が一恐らくまん延防止重点措置の区域指定っていうのは、感染防止の観点から指定されていると思っておりますので、その辺の理解を求め

ていくということにはなるかと思えます。

○島尻忠明委員 理解はしないでもないんですけど、やはり、同じように時短営業も皆さんしっかりお願いをするわけです。もちろん9市にはいろんな縛りもありますが—もちろん外れたところはありませんが—同じ時短でやっている中で、多分この地域でもそれなりの売上げしている店舗あると思うんですよ。その辺が制度設計で厳しいところあるかもしれませんが、その辺納得しない部分が私はあると思います。ですから、ひとしくするために協力金というのは、そのお店の実態に合わせたことができないのかなと—その辺はいろんな問題があると思いますが—それは一生懸命頑張って事業も継続するし、いろんなことでやっている中で縛りかけるからには、それなりのことを措置をしてあげないとならないのかなというふうに思っております。

そして、先ほどの申請の在り方—今日までのいろんな申請でも不備とかいろんなものがある中で、早めに協力していただいている方々—これ1年近くなりますので、大変厳しい状況にあると思いますので、その書類も含めて何とか簡素化っていういろいろな意味での不具合が出てくると思いますが、これまでも何度かやってこの書類が不備がこの辺があるっていうのは大体分かると思いますので、その辺はしっかりと対応できるような申請書の—申請内容については皆さん考えたことありますか。

○知念百代中小企業支援課長 申請はなるべくその事業者さんにとって分かりやすくといったところは大事なポイントだろうなというふうに思っております。むやみに書類を取るわけではなく、必要最低限の本人確認書類ですとか保健所の許可証であるとか、あと今回は売上げのほうで算定のほうをしていくといったことから確定申告等の書類も必要になってきます。そういった必要なものについて絞って審査していきますので、併せて今まで申請してきた方に関してはそういった書類の審査のほうも簡素化してスピードアップを図るといったことを今回やっていきたいなと思っております。

○島尻忠明委員 この件につきまして、県の社交業—飲食業組合というんですか、正式名称あれなんですけど、そういった方々とのいろんな話合いがあったと思うんですけど、この組合の役員—皆さんと協議する責任者の皆さんからどのようなこれまでの協力金の在り方、そして運用の仕方、その辺について何か皆さんに協力要請をした、こういうことをこうしてほしいとかそういうお話があったのであればその内容をお聞かせいただきたい。

○和仁屋浩次企画調整課主幹 協力金の手続に関しては、国から一定のマニュアルがあり、それに基づいて申請書類等々を課すことになっているんですけど、これについては各都道府県同じように事業が煩雑だという声が上がっております。それで知事会でまとめた緊急提言においてもこのあたりの事務の簡素化についても国のほうに求めてございます。

こうしたことも踏まえ、国のほうから何らかの簡素化に向けた提示がなされるものだというふうに期待しております。

○知念百代中小企業支援課長 飲食店組合からの御意見などがないかといった御質問についてなんですけど、飲食業組合のほうからは、会員さんのほうからはなるべく簡単にしてくれといったような声が上がっているのは昨年から続いて聞いておりましたところ、飲食業組合の皆さん、社交業組合の皆さんのお力を借りて、会員向けに確認証を発行しまして、確認証で実際に実態としてお店、店舗を営んでいるであるとか、許可証のほうも確認しているといったことを組合のほうで確認いただくとそういった書類が提出不要ということでの対応はしてまいりました。

○島尻忠明委員 この組合から指導していただきたいとか、人を派遣していただきたいとかそういう御要望とかはないですか。

○知念百代中小企業支援課長 特に組合のほうに来て何かしてくれといったようなことはありません。むしろこちらのほうからいろいろお願いするようなこともあったりするような一協力関係といいますか、そういった形を取っております。

○島尻忠明委員 飲食業界の皆さんからは、店主を始め、疲労していると。今までと手続方法が変わるということで、その作業によって協力金の支給が遅れることを大変懸念しているんですよ。ぜひ、皆さんも大変だと思いますが、それを生活の糧としてやっている皆さんですので、こういう状況ですので日々変異株ウイルスとかいろんな中で日々いろんな状況変わっているのは私も認識しております。

長引けば長引くほど、皆さん大変いろんな心配をしておりますので、この協力金をしっかりとその申請をしている皆様方へ届けていただきますようよろしくお願いして終わります。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案専決処分の承認についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 それでは、次に説明資料の6ページを表示してください。

乙第1号議案専決処分の承認について御説明いたします。

この議案は、地方税法の一部が改正され原則として令和3年4月1日から施行されることに伴い、自動車税の環境性能割の適用区分などを見直す必要があり、沖縄県税条例の一部改正について令和3年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

改正の内容としては、1つ目に乗用車に係る自動車税環境性能割について排出ガス性能や燃費性能に応じた税率の適用区分において現行の燃費基準を新たな燃費基準を用いるなどして見直しをするものであります。

2つ目に、住宅及び土地の取得に対して課する不動産取得税の税率を4%から3%に軽減する特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長するものであります。

そのほかに、軽油引取税や自動車税環境性能割に係る特例措置の適用期限の延長などをしております。

この条例は、令和3年4月1日から施行しております。

また、この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

- 又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。
これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 又吉清義委員長 質疑なしと認めます。
よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。
次に、乙第2号議案専決処分の承認についての審査を行います。
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
池田竹州総務部長。

- 池田竹州総務部長 それでは、説明資料の21ページを御表示ください。

乙第2号議案専決処分の承認について御説明いたします。

この議案は、地方公共団体が課税免除等を行った場合の減収補填措置を定めた省令の一部が改正されたことに伴い、事業税等に係る課税免除の適用期限を延長するなどの必要があり、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について令和3年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

改正の概要としては、1つ目に沖縄振興特別措置法の規定により定められた観光地形成促進地域等における事業税等に係る課税免除の適用についてその期限を令和3年3月31日から1年延長するものであります。

2つ目に、地域未来投資促進法の規定により定められた促進区域における不動産取得税等に係る課税免除の適用についてその期限を令和3年3月31日から2年延長するものであります。

この条例は、令和3年4月1日から施行しております。

また、この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めております。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

- 又吉清義委員長 ただいまの議案について総務部長の説明は終わりました。
これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 質疑ではないんですが、この今回出されている分の実績をペーパーで出してください。後日でいいですので。どうですか。

○池田竹州総務部長 了解しました。提供させていただきたいと思います。

○當間盛夫委員 はい、お願いします。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○又吉清義委員長 再開いたします。

議案に対する質疑は全て終結し採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決方法等について協議)

○又吉清義委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案の専決処分の承認についての承認議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案の承認議案3件はこれを承認することに決定いたしました。

次に、甲第1号議案令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義